第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画 【素 案】

令和2年度~令和6年度 (2020) (2024)

~ 目 次 ~

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の趣旨	7
3 計画の基本的な事項	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 市の全体的な状況	13
2 子どもや保護者の状況	15
3 一宮市の子育て家庭の状況	24
第3章 計画の目標と体系	29
1 計画の基本的な考え方	31
2 計画の体系	33
第4章 子ども・子育て支援施策	35
基本目標1 親と子どもの健康づくり	37
基本目標2 安心で楽しい子育ての推進	41
基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり	51
基本目標4 仕事と子育ての両立支援	55
基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	59
第5章 子ども・子育て支援事業	73
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	75
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等	77
3 放課後対策の総合的推進	102
第6章 計画の推進	107
1 計画の推進体制	109
2 計画の進捗管理	109

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

1-1 子育てをめぐる全国的な現状・課題●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている人口減少と地域経済の縮小に対応するための様々な基本目標が示されました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくことが示されました。

また、雇用の流動化等による就労環境の変化や、男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

② 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育て できる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

③ 支援が必要な子どもへの対応

さらに厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査(平成28年)」によると、平成27年において、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

1-2 子ども・子育て支援新制度について●●●●●●●●●●●●●●●●●

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年8月に成立 した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」 や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を 計画的に進めるための新たな制度が平成 27 年4月に始まりました。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援 新制度を踏まえて策定されます。

■新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「<u>施設型給付</u>」) 及び 小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) の創設
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担(消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保)
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育で両立支援事業(企業主導型保育事業等)の創設 (H28より。国が実施主体)
- ※国の制度説明資料(「子ども・子育て支援新制度について(平成 30 年5月)」、「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK(平成 28 年4月改訂版)」)等を参照

■新制度の事業・給付体系



1-3 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向●●●●●●●●●●

『一宮市子ども・子育て支援事業計画』(以下「前回計画」という)の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017 (骨太の方針 2017)」において実施が提言されました。その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立したことにともない、令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料の無償化が開始されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
3213 90133002	
◆ 幼稚園、保育所、 ・ 認定こども園等	●3~5歳:幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料無償化 ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円(注:国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円)まで無償化 ※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。 ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては無償化の対象。 ※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3~5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
	●0~2歳:上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象と して無償化
● 幼稚園の 預かり保育 ●	●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定: 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化) ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督
●認可外保育施設等●	●3~5歳:保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化 ※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定 ●0~2歳:保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和4年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 30 年3月 30 日告示・4月1日施行)の改正が行われました。

③ 新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童等の増加が見込まれており、共働き家庭が直面する「小1の壁」や放課後児童クラブの待機児童の解消を目的として、「放課後子ども総合プラン」の次期計画となる平成 30 年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備をより一層推進することとされました。

具体的な目標として、放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備して待機児童解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえて令和5年度末までに約30万人分整備することを目標に掲げられました。

また、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して 実施し、小学校内で一体型として1万か所以上の実施を目指しています。

④ 児童虐待防止をめぐる法的整備を踏まえた動き

近年、児童虐待をめぐる悲惨な事件が続いたことをうけ、児童虐待防止に向けた抜本的な対策 強化を進めるため、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年6月に国会で可決され、令 和2年4月から施行されることになりました。

改正法では、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を目的としています。子どもの権利擁護では、体罰禁止について法定化し、体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行うこととしています。

また、国・自治体・関係機関が一体となって取り組むため、児童虐待防止対策の強化に向けた 緊急総合対策がまとめられ、児童相談所の体制強化と、市町村の体制強化を図るための「児童虐 待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

『第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「本計画」という)は、近年の社会潮流や一宮市(以下「本市」という)の子どもを取り巻く現状、また、前回計画での進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのものです。

さらに、次世代育成支援や母子保健等、本市の子どもと保護者を対象とした施策の基本的 な方向性を定めるために策定します。

3

計画の基本的な事項

3-1 計画の位置づけ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

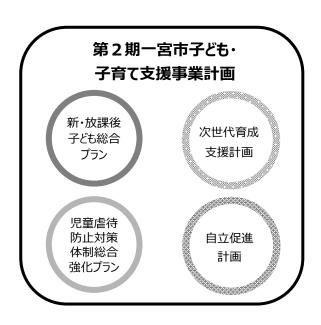
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」

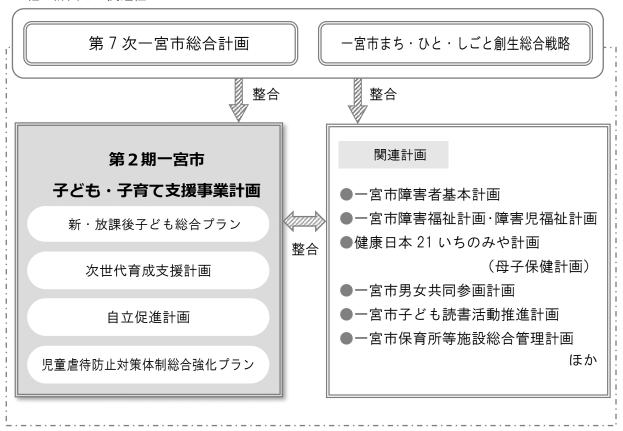
さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に 基づき、市町村において求められる役割について、本計画の中で定めていきます。

■本計画の構成



本市の計画については、最上位計画である「第7次一宮市総合計画」や、「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとして、次の計画との調和や整合を図ります。

■他の計画との関連性



3-2 計画の期間●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

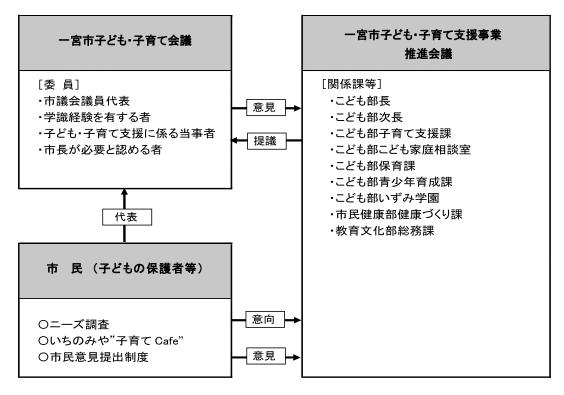
年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
十尺	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	第~	1 期	第2期	一宮市子の	ども・子育	で支援事	業計画		
								次期	計画

3-3 策定体制●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を開催し、関係課の連携により計画策定を進めました。なお、計画案検討の段階ごとに「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

本計画は、「一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や子育てについて、あったらよいと思う支援などの語り合いを行う「いちのみや"子育て Cafe"」により把握した子どもの保護者の意向を基礎的な資料としており、また、市民意見提出制度により広く市民の意見を求めて策定しました。

■一宮市子ども・子育て支援事業計画策定体制



※一宮市子ども・子育て会議 -

子ども・子育て支援法第 77 条第1項の規定に基づき、「一宮市子ども・子育て会議 条例」により設置された合議制の機関で、市議会議員代表、保護者代表を含めた子ど も・子育て支援に係る当事者、学識経験者などにより構成されています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 市の全体的な状況

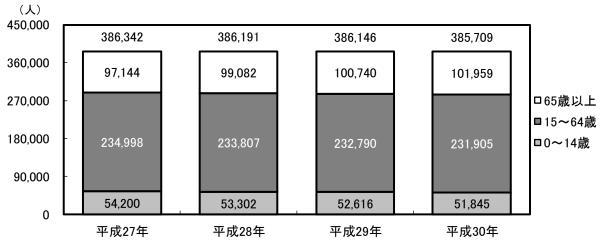
本市の総人口や世帯の状況等、本市全体に関わるデータについて示します。

1-1 市全体の総人口●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市の人口は、近年では 38 万人程度で推移しています。年齢3区分別人口でみると、年少(0~14歳)人口及び生産年齢(15~64歳)人口では減少、高齢者(65歳以上)人口では増加しています。

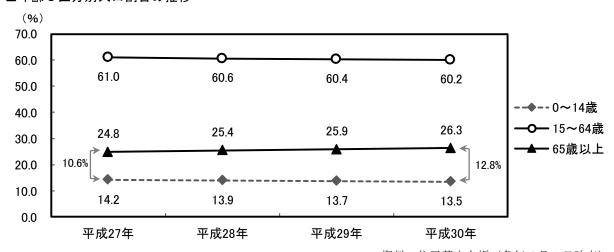
年齢3区分別人口割合をみると、年少人口比率と、高齢者人口比率の差が平成27年には10.6%だったのに対し、平成30年には12.8%と、その差が広がっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

■年齢3区分別人口割合の推移

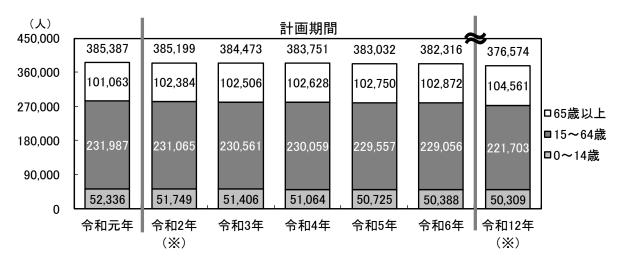


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

1-2 市全体の総人口推計●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンをみてみると、本市の人口は、平成30年以降も減少で推移し続け、本計画の終了年となる令和6年には382,316人となり、年少(0~14歳)人口は50,388人と推計されます。

今後も減少で推移し続け、令和12年の本市の総人口は376,574人と推計されています。

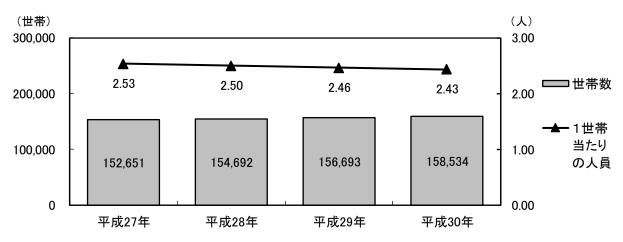


資料:一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン:独自推計①)

※令和2年・12年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後の将来推計値 ※それ以外の数値は平成27年・令和2年・7年・12年の推計値からそれぞれの推計値の間 5年間の人口増減が毎年均等に起こると仮定して算出

1-3 世帯数●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

世帯数をみると、近年は増加傾向で推移しており、平成30年には158,534世帯となっています。また、世帯の増加に伴い、1世帯当たりの人員は減少を続けています。



資料:一宮市の人口(各年4月1日時点)

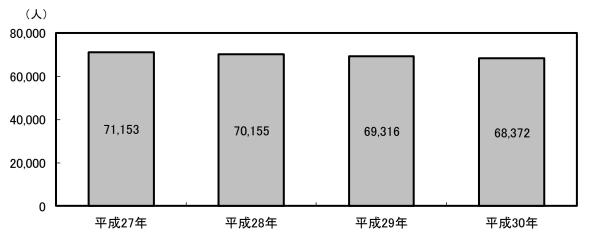
2 子どもや保護者の状況

本市の子どもや保護者に関わるデータについて示します。

2-1 人口の状況●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 児童(満18歳未満)人口

児童福祉法に定める「児童」である満 18 歳未満人口の推移をみると、近年は減少傾向で推移しており、平成 30 年には 68.372 人となっています。

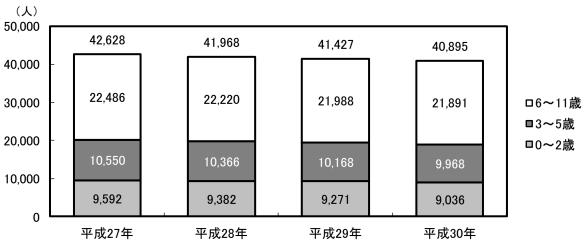


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

② 子ども(教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象)の人口

幼児期の教育・保育や年代や地域子育て支援事業の対象である小学生までの人口の推移をみると、O~2歳(3号認定)、3~5歳(1号・2号認定)、6~11歳(小学生)のいずれも、減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別の子ども人口の推移

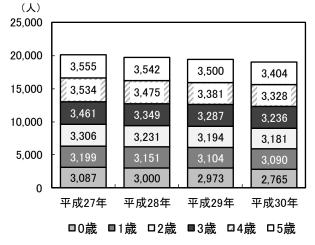


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

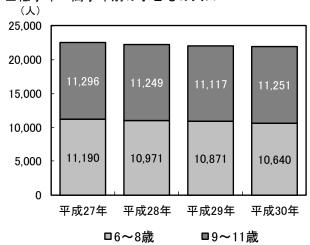
子どもの人口を、年齢区分をより詳細にしてみると、5歳以下の子どもでは、各年齢の人口ともに毎年減り続けていることが分かります。

6歳以上の子どもでみると、6~8歳(低学年)及び9~11歳(高学年)ともに、平成26年から平成30年にかけては減少しているものの、各年での推移をみると若干の増減がみられます。

■各歳別の子ども人口の推移(5歳以下)



■低学年・高学年別の子どもの人口

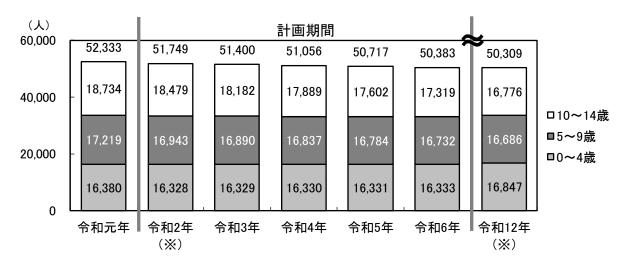


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

③ 年少人口推計

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンをみてみると、本市の年少人口については、平成30年以降も減少で推移し続けると見込まれます。本計画の終了年である令和6年には50,383人となり、平成30年から令和6年にかけて、2,542人(平成30年の年少人口の4.8%)が減少すると推計されています。

また、令和12年には、本市の年少人口は50,309人と推計されています。



資料:一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン:独自推計①) ※令和2年・12年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後の将来推計値 ※それ以外の数値は平成27年・令和2年・7年・12年の推計値からそれぞれの推計値の間 5年間の人口増減が毎年均等に起こると仮定して算出

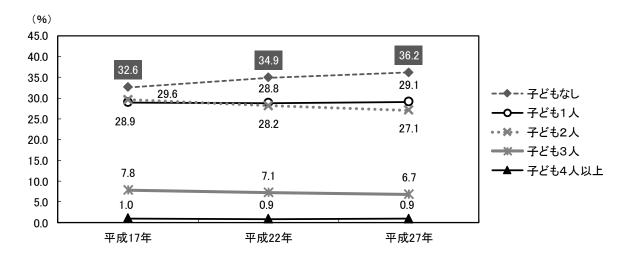
2-2 世帯の状況●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 世帯の子どもの数の推移

夫婦のいる一般世帯における子どもの数による構成比の推移についてみると、子どもなしの世帯は増加傾向にあるのに対し、子どもが2人以上の世帯は、減少傾向にあります。

子どもが1人の世帯は、平成22年にやや減少したものの、平成27年には再び増加に転じています。

■夫婦のいる一般世帯における子どもの数による構成比推移



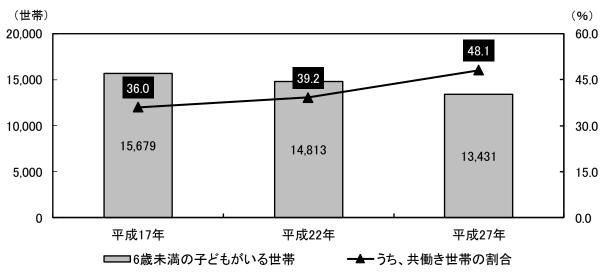
資料:国勢調査

② 子どもがいる共働き世帯

6歳未満(就学前児童)の子どもがいる世帯をみると、平成 17 年から減少して推移しており、平成 27 年には 13,431 世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成 27 年には 48.1%と半数近くになっています。

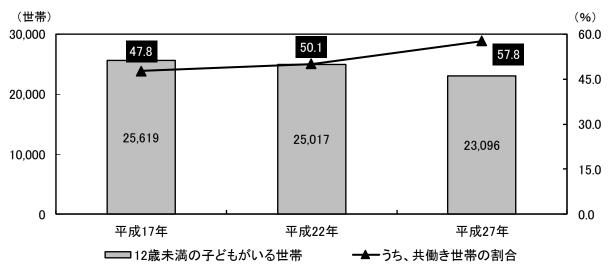
また、12歳未満(小学生児童)の子どもがいる世帯についても、平成17年から減少して推移していますが、共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成27年には57.8%となっています。

■6歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



資料:国勢調査

■12歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移

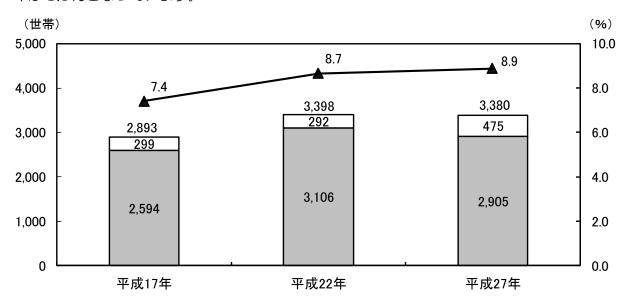


資料:国勢調査

③ ひとり親世帯

ひとり親と子ども世帯(18歳未満の世帯員がいる一般世帯)の世帯数をみると、近年は増加~高止まりの傾向にあり、平成27年には、父親と子ども世帯が475世帯、母親と子ども世帯が2,905世帯となっています。

18 歳未満の世帯員がいる一般世帯における割合をみると、年々増加傾向にあり、平成 27 年は 8.9%となっています。



□□父親と子ども世帯

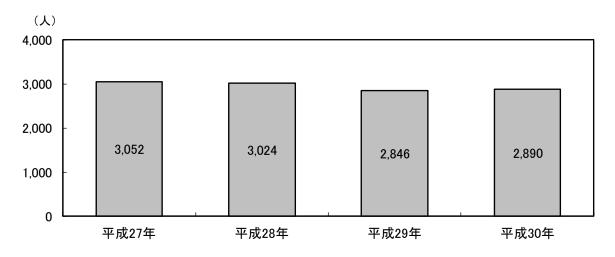
■■母親と子ども世帯

━━18歳未満の世帯員がいる一般世帯におけるひとり親世帯の割合

資料:国勢調査

① 出生数の推移

本市の1年間の出生数をみると、近年では減少傾向が続き、平成29年には3,000人を下回り2,846人となりました。しかし、平成30年にはわずかに増加し2,890人となっています。

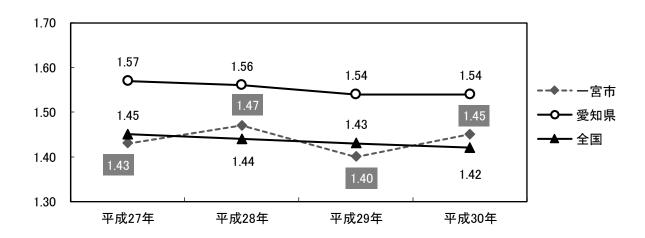


資料:一宮市の人口動態

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、年毎の増減は見られるものの、近年ではほぼ横ばいで推移しています。

全国や愛知県と比較すると、本市は、全国とほぼ同じ値で推移をしていますが、愛知県よりは低位で推移しています。



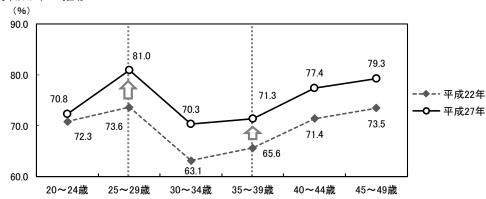
資料:一宮市の人口動態(一宮市)・人口動態統計**(全国・愛知県) ※平成27年~29年は確定数、平成30年は月報年計を集計した概数

2-4 女性の労働力率*(就労の状況と意思)の状況●●●●●●●●●●●●●

女性の労働力率の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、25~29歳以降の年齢の労働力率が高くなっています。一方、25~29歳から30~34歳にかけて労働力率が落ち込み、その後、45~49歳の年代までかけて労働力率が上昇していく傾向は変わっていません。

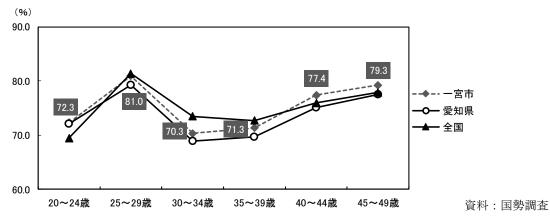
全国や愛知県と比較すると、本市の割合は、25~29歳から35~39歳にかけて全国より も低くなっていますが、40~44歳以降は全国や愛知県よりも高くなっています。

■女性の労働力率の推移



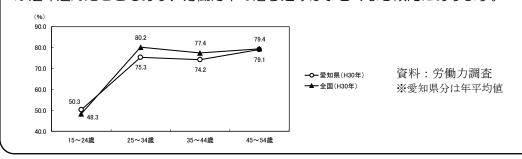
資料:国勢調査

■女性の労働力率の比較(平成27年)



※参考資料

一宮市のデータではありませんが、最新の全国等の統計をみると、女性の社会進出等 が近年進んだこともあり、労働力率の落ち込みは小さくなる傾向にあります。



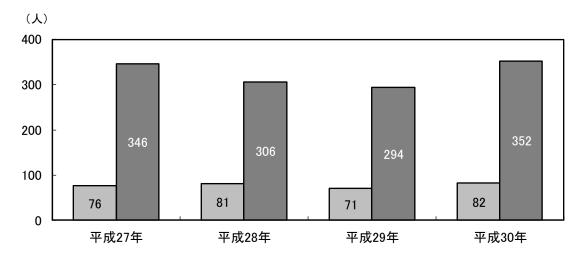
※労働力率は、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

(就労する能力と意志を持つものを指すため、実際には失業している人も含む)

2-5 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況●●●●●●●●

① 虐待の相談件数

児童虐待の相談受付件数をみると、本市への相談件数、愛知県一宮児童相談センターへの相談件数ともに増加傾向にあります。

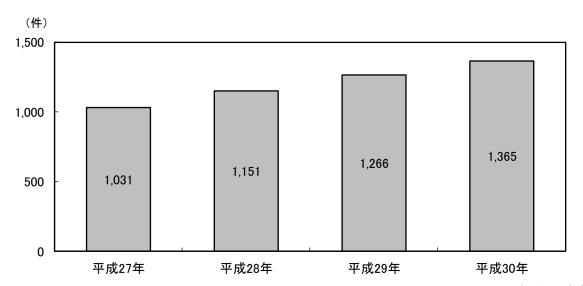


□一宮市での児童虐待相談受付件数 □愛知県一宮児童相談センターでの児童虐待相談受付件数

資料:一宮市資料(一宮市要保護児童対策地域協議会資料)

② 障害のある子どもの状況 (障害児通所支援の利用状況)

障害児福祉サービスである障害児通所給付費の支給件数をみると、増加傾向で推移しており、サービスの利用者数は増え続けています。



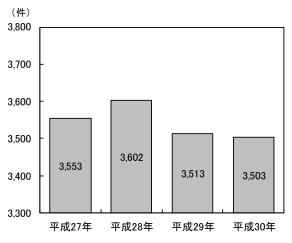
資料:一宮市資料

③ 経済的な支援が必要な子育て家庭の状況

児童扶養手当の受給資格者(支給対象者)をみると、平成27年から平成28年にかけて 増加傾向にありましたが、その後は減少しています。

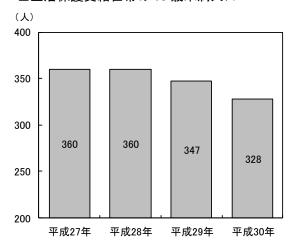
また、生活保護を受給している世帯の 18 歳未満人口をみると、児童扶養手当の受給資格者数の推移と同じく、平成 28 年度以降は減少しています。

■児童扶養手当の受給資格者数の推移



資料:一宮市資料(各年3月31日現在)

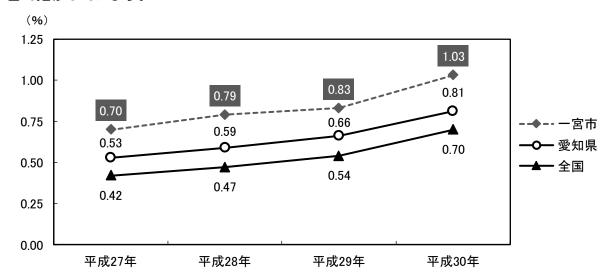
■生活保護受給世帯の 18 歳未満人口



資料:一宮市資料(各年4月1日現在)

④ 小学生の不登校の状況

小学校における不登校の状態にある児童が全児童数に占める割合をみると、平成 27 年以降は増加傾向にあります。愛知県や全国と比較すると、本市では愛知県や全国よりも高い割合で推移しています。



注:不登校とは、年間30日以上を欠席している状態を指している。 資料:一宮市資料(不登校状況調査)

3 一宮市の子育て家庭の状況

平成30年10月に実施した、「一宮市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下、「ニーズ調査」という)の結果より、本市の小学校就学前児童(「就学前」)の保護者、及び小学生児童(「小学生」)の保護者の状況を示します。

3-1 回答者の基本的な状況●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

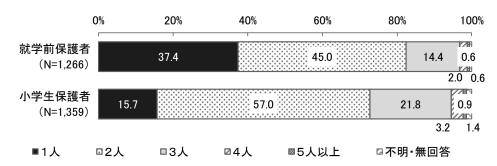
① 家庭類型別比率

ニーズ調査に回答をした子育て家庭を「ひとり親家庭」と「両親の家庭」に区分し、さらに 両親の働き方の組合せで類型化すると、その比率は次のようになります。

就学前					小学生			
	類型	計	〇歳	1•2歳	3 歳以 上	計	低学年	高学年
ひと	こり親	6.4%	8.1%	5.4%	7.0%	11.6%	10.4%	12.2%
	フルタイム× フルタイム	23.8%	28.4%	29.1%	21.1%	18.3%	18.6%	18.1%
面	フルタイム× パートタイム	32.3%	12.2%	13.9%	41.4%	47.7%	42.2%	51.4%
親	専業主婦(夫)	37.3%	50.0%	51.6%	30.4%	22.1%	28.5%	17.9%
	パートタイム× パートタイム	0.2%	1.4%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%
	無職×無職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

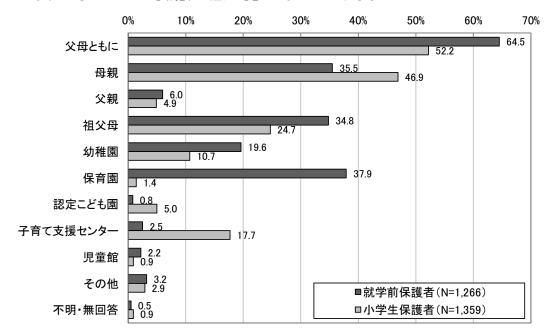
② 育てている子どもの人数

就学前、小学生ともに「2人」が最も多く、次いで、就学前では「1人」、小学生では「3人」が多くなっています。



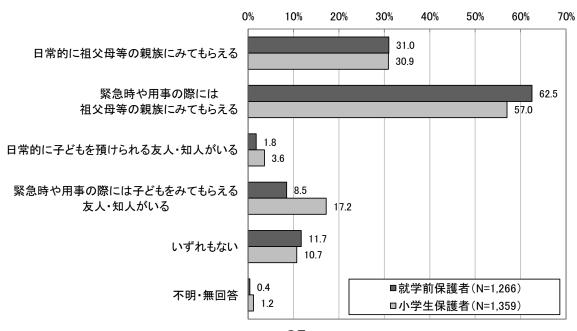
① 子どもと日常的に関わっている方

就学前・小学生ともに「父母ともに」が最も多く、次いで、就学前では「保育園」、「母親」 となっており、小学生では「母親」、「祖父母」となっています。



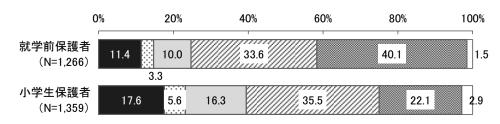
② 日ごろ子どもをみてもらえる人

就学前・小学生ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで、就学前では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「いずれもない」となっており、小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」となっています。



3-3 子育て家庭の、となり近所(地域)とのおつきあい●●●●●●●●●●●

就学前では、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が最も多く、次いで「ときどき立ち話をする程度」となっています。小学生では、「ときどき立ち話をする程度」が最も多く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」となっています。

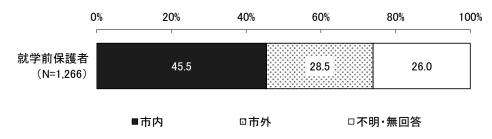


- ■困っているときに、相談したり助けあったりしている家庭がある
- □食事に一緒に行くなど、家族ぐるみでつきあっている
- □お互いに家に遊びに行く近所の人がいる
- □ときどき立ち話をする程度
- ■ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度
- □不明•無回答

3-4 就労の状況●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

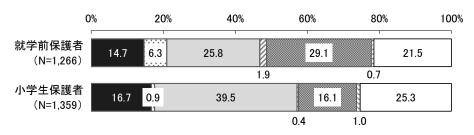
① 保護者の通勤先 (就学前のみ)

保護者の通勤先は、「市内」が45.5%、「市外」が28.5%となっています。



② 母親の就労状況

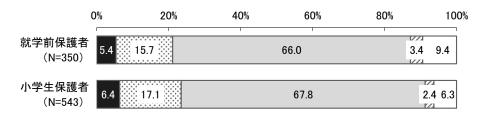
就学前では、「現在は仕事をしていない」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」となっています。小学生では、「パート・アルバイト等で働いている」が最も多く、次いで「フルタイムで働いている」となっています。



- ■フルタイムで働いている
- □フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- □パート・アルバイト等で働いている
- □パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- ■現在は仕事をしていない
- □これまでに就労したことがない
- □不明・無回答

③ パート・アルバイトで働く保護者のフルタイムへの転換希望

就学前・小学生ともに、「パート・アルバイト等を継続希望」が最も高く、次いで「フルタイム希望だが実現見込はない」となっています。

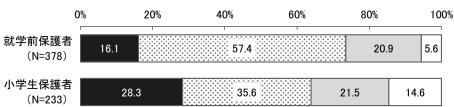


- ■フルタイム希望で実現できる見込みがある
- □フルタイム希望だが実現見込はない
- □パート・アルバイト等を継続希望
- □やめて子育てや家事に専念したい

□不明・無回答

④ 現在就労をしていない保護者の今後の就労希望

就学前では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったころに就労したい」が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」となっています。小学生では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったころに就労したい」が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい」となっています。



- ■子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- □1年より先、一番下の子が○○歳になったころに就労したい
- ■すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- □不明・無回答

第3章 計画の目標と体系

1

計画の基本的な考え方

1-1 基本理念●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

前回計画において、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すため、基本理念として『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』を掲げました。

本計画については、その基本理念を継承するとともに、理念の一層の実現を目指し、サブタイトルを追加いたしました。サブタイトルの作成にあたっては、「いちのみや"子育て Cafe"」でいただいた参加者からのご意見等を集約しました。

■基本理念

『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』

~みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ~

~ サブタイトルの作成にあたって ~

ニーズ調査結果や「いちのみや"子育て Cafe"」の意見を総括したところ、概ね現在の子育て環境(制度・施設・人間関係等)については満足度が高いことがわかりました。

ただ、第2子以降の支援の充実や、保護者に対する支援の充実など、課題も見えてきたことから、子育で施策の一層の充実が必要です。

ー宮市は、市制施行 100 周年となる令和3年に中核市移行を目指しています。愛知県からの権限移譲等、市が担うものが多くなり、より市民と行政が手に手をとって子育て環境の充実を含む「まちづくり」を進めていくことも重要となります。

また令和9年にはリニア新幹線の開業が予定されており、一宮市も名古屋経済圏として大きな影響を受けることが予測されています。

上記のような市内外の状況の変化に対応するため、第7次一宮市総合計画においては「子育て世代に選ばれるまちをつくります」という施策を掲げています。

本計画の計画期間(令和2年度~6年度)においては、「選ばれるまち」となるために 重要な取り組みを推進する期間となります。そのために、サブタイトルを「~みんなで つくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ~」としました。

1-2 基本目標●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

基本理念に沿って、前回計画を継承し、5つの基本目標を定めます。

基本目標1 親と子どもの健康づくり 【妊娠・出産支援】

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

基本目標2 安心で楽しい子育ての推進 【すべての子育て家庭支援】

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親 として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で子育てを推進し ます。

基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり 【すべての子ども支援】

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様 な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

基本目標4 仕事と子育ての両立支援 【働いている親支援】

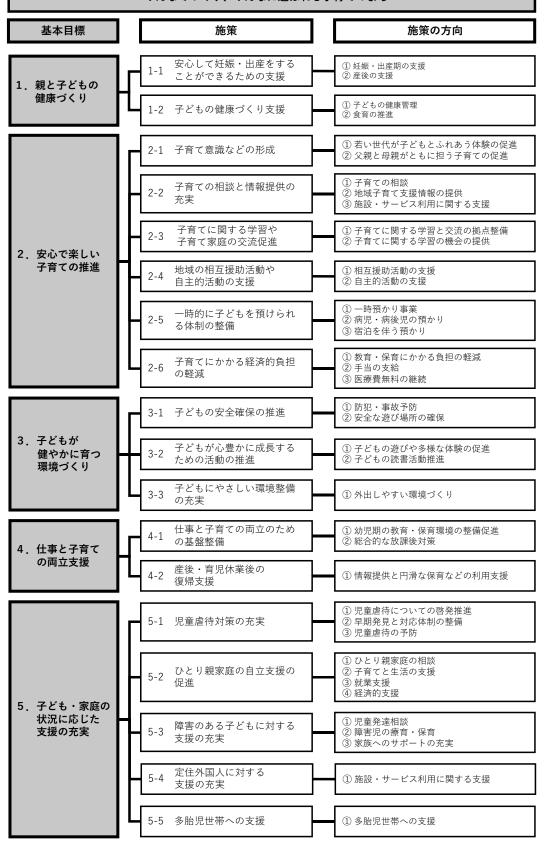
誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実 【個別的支援】

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、 個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

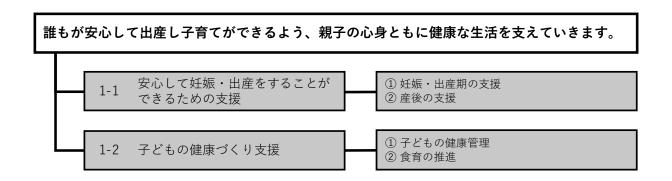
2 計画の体系

基本理念『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』 ~みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ~



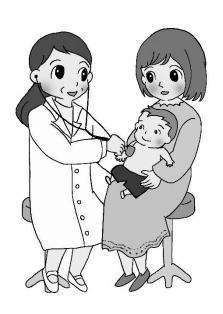
第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標1 親と子どもの健康づくり



■ 方針

子どもの成長と子育て支援のスタートとして、すべての妊産婦、母親と子どもに対して、 妊娠・出産・育児期を通じて切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・育児が できるようになることを目指します。



1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援●●●●●●●●●●

妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援 の体制を整え、安全で安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

① 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持と異常の早期発見・早期治療を図ります。妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加を目指し、啓発に努めます。また、不妊治療や安全な出産についての対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
利用者支援事業(母子保健型)	母子健康包括支援センター事業として、 妊娠届時に母子健康手帳の交付に合わ せ面接し、必要な支援・情報提供を行い ます。 また、妊娠中から子育で期にかけて、母 子保健サービスを中心に継続支援を行 います。	健康づくり課	確保内容 P89 参照
妊婦訪問事業	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・ 多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し 家庭訪問等で保健指導を行うとともに、 産後も必要に応じ継続して支援を行い ます。	健康づくり課	
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が医療機関及び助産所で健康診査を受けます。	健康づくり課	確保内容 P90 参照
不妊治療費補助事業	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要す る費用を一定の限度額まで補助します。	健康づくり課	
助産施設入所相談事業	出産費用を用意できないときに、助産施 設入所を実施して、安全な出産を確保し ます。	こども家庭相談室	

[※]備考欄に「確保内容」が記載されている事業については、本計画に令和2年度から5年間の 量の見込み、及び事業の提供体制についての確保の内容・実施時期等を記載しています。

② 産後の支援

出産後、できるだけ早期に乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の契機とするとともに、子育て家庭の環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげ、健康づくりや子育て支援の契機とします。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を 訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育 て支援に関する情報提供や育児相談を 行います。	健康づくり課	確保内容 P91 参照
新生児・産婦訪問事業	生後 28 日以内の新生児及び産婦の家庭 を希望により助産師が訪問し、子どもの 発育の確認や親の相談に応じます。	健康づくり課	
産婦健康診査事業	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8 週までの産婦が、医療機関で健康診査を 受けます。 健康診査の結果、必要な産婦には保健指 導等の支援を行います。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	
産後ケア事業	産後に体調不良や育児不安があり、家族 等から援助が受けられない方に医療機 関等への宿泊や助産師の家庭訪問によ り、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴 指導、相談等を行います。	健康づくり課	

1 - 2 子どもの健康づくり支援●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援します。

① 子どもの健康管理

乳幼児健康診査等により、子どもの健康管理を支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。

事業名	事業概要	担当課	備考
乳幼児健康診査事業	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・ 栄養・ことばについての保健指導等を実 施します。	健康づくり課	
予防接種事業	感染症を予防し、子どもの健康をまもる ため、予防接種法等に基づき、予防接種 を実施します。	健康づくり課	

② 食育の推進

生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、子どもの健康づくりを 支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
食育教室等事業	離乳食や幼児食の教室を開催したり、広 報号外「健康ひろば」で、食育について の知識啓発を図ります。	健康づくり課	

基本目標2 安心で楽しい子育ての推進

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として 成長し ながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。 ① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進 2-1 子育て意識などの形成 ② 父親と母親がともに担う子育ての促進 ① 子育ての相談 2-2 子育ての相談と情報提供の充実 ② 地域子育て支援情報の提供 ③ 施設・サービス利用に関する支援 子育てに関する学習や ① 子育てに関する学習と交流の拠点整備 2-3 子育て家庭の交流促進 ② 子育てに関する学習の機会の提供 地域の相互援助活動や ① 相互援助活動の支援 2-4 自主的活動の支援 ② 自主的活動の支援 ①一時預かり事業 一時的に子どもを預けられる 2-5 ② 病児・病後児の預かり 体制の整備 ③ 宿泊を伴う預かり ① 教育・保育にかかる負担の軽減 2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減 ② 手当の支給 ③ 医療費無料の継続

■ 方針

親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して、子育て相 談、子育て情報、交流の場などを提供するとともに、成長していく子どもとともに歩むこと が、「楽しい」と実感できる、充実した子育てができるようになることを目指します。



2-1 子育て意識などの形成●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

将来、親となる若い世代に対する体験学習の提供や、父親の育児参加を促すことで、子育 て意識を高めていきます。

① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進

少子化で小さな子どもと接する機会が減っているため、将来、親となる若い世代が乳児や園 児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生以上の方が、赤ちゃんとふれあうとともに、子育て中の母親と話をして理解を深めます。	子育て支援課	
中学生保育園訪問事業	すべての中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」の単元の学習として、保育園等を訪問し、園児とふれあいます。	学校教育課 (各中学校)	

② 父親と母親がともに担う子育ての促進

「男は仕事、女は家事・子育て」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、父親が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供して、父母が協力し、ともに子育てを担っていく子育て家庭の形成を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
固定的性別役割分担意識解消 についての啓発事業	男女共同参画情報紙の発行、市広報、ウェブサイト等さまざまな媒体を利用して男女共同参画の啓発を行うなかで、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課	
父親の育児参加を促進する事業	子育て支援センター「パパもいっしょに 遊ぼっ!」等の各種事業や子育て支援情 報提供のなかで、父親の育児参加を促進 し、意識啓発を図ります。 ※父親が参加しやすい事業の一層の充 実に努めます。	子育て支援課 政策課 健康づくり課 生涯学習課	

2-2 子育ての相談と情報提供の充実●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることがきる体制を整備することにより子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、子どもを連れて外出しやすい環境づくりや子どもを見守る意識啓発について、総合的に検討を行い、取り組みを推進します。

① 子育ての相談

子どもの健康、子どもとの接し方、しつけ、子育て家庭の悩みごとなど、子育てに伴うあらゆる問題について相談に応じる体制を整備します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭相談室を設置し、児童相談 (児童虐待)のほか、女性相談、ひとり 親家庭相談が連携して子どもと家庭の 問題について総合的に支援します。 ※児童虐待対応では、法改正で市町村の 在宅支援機能強化が求められ、子ども 家庭総合支援拠点を設置し、一層の相 談機能向上に努めます。	こども家庭相談室	
子育て支援センター 子育て相談事業	子育て支援センターの保育士による子 育て相談を行います。	子育て支援課	
保健センター育児相談事業	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談 員が発育・発達・育児などの相談を行い ます。	健康づくり課	
子ども・若者総合相談事業	主として青少年期に入った子どもの不 登校、いじめ、非行などの悩みごとの相 談を行います。	青少年育成課	

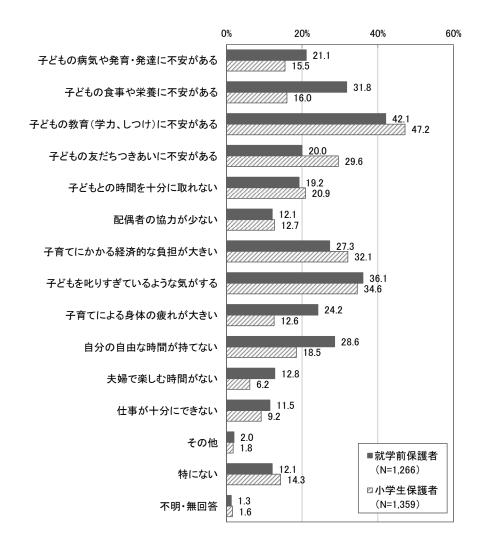
② 地域子育て支援情報の提供

子育て家庭が必要とする情報を一元的に提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援情報誌事業	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、 子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課	
子育て支援サイト・アプリ事業	子育て支援サイトにより子育てに関する情報を提供します。また、スマートフォン用のアプリで利用者情報の登録をすることにより、利用者独自の情報を管理できる環境を提供します。	子育て支援課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの教育(学力、しつけ)に不安 がある」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。



2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進●●●●●●●●●●●

楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて 学ぶことができるさまざまな機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

① 子育てに関する学習と交流の拠点整備

子育て支援拠点において、来所する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センターや子育てひろばを 開設し、子育て中の親子が気軽に利用で きる交流の場を提供します。	子育て支援課	確保内容 • P92
移動子育て支援センター事業	公共施設等を巡回して臨時の子育て支援センター(こっこ号)を開設し、交流の場を提供します。	子育て支援課	参照

② 子育てに関する学習の機会の提供

子育てに関する各種の講座、講習会、教室を開設し、子育てに関する学習の機会や親子のふれあいの場を提供するとともに、参加者の交流を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター 育児講座事業	子育て、親子のふれあいなどをテーマに各種講座・事業を行います。 ※ワーク型講座の充実や、ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	子育て支援課	
保健センター教室事業	妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに各種教室を開催します。	健康づくり課	
家庭教育推進事業	子育でに対する不安を解消し、親として の心構えを学ぶ各種講座やセミナーを 子どもの成長段階に合わせて開催しま す。	生涯学習課	
児童館幼児教室事業	平日の午前中に地域の幼児と保護者の ために児童館を開放し、幼児教室、親子 広場などの活動を行います。	子育て支援課	

2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援●●●●●●●●●●●●●

地域における子ども・子育てに関する相互援助活動や自主的活動を支援します。

① 相互援助活動の支援

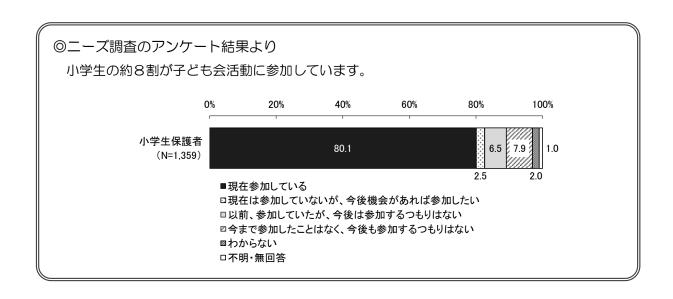
子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化し、両者の仲介をして子育てに関する市民の相互援助を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ファミリー・サポート・セン ター事業 (子育で援助活動支援事業)	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要な時に相互 の紹介・調整を行います。	子育て支援課	確保内容 P95 参照

② 自主的活動の支援

子育てサークルや子ども会活動など、保護者や子どもの参加による自主的な活動を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育てサークル支援事業	子育て中の母親等による子育てサーク ルに対し、活動場所の提供、交流会の開 催などを行い支援します。	子育て支援課	
子ども会活動支援事業	市内の子ども会を取りまとめる児童育 成連絡協議会を通じ、子ども会活動を支 援します。	子育て支援課	
母親クラブ支援事業 (地域組織活動支援事業)	地域組織活動に対して補助金を交付す るなど、運営を支援します。	子育て支援課	



2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備●●●●●●●●●●●●●

保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる事業を実施し、保護者の社会 参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業実施にあたっては、 保護者が子どもをみられない時に活用できる事業を実施します。

① 一時預かり事業

保育園などの施設で一時的に子どもを預かる事業を行います。また、ファミリー・サポート・センターでは、子どもの送迎や自宅での預かりを行う援助者を紹介します。

事業名	事業概要	担当課	備考
一時保育事業	保育園において、保護者の短時間就労や 社会参加等で、一時的に子どもを預けた いという家庭の子どもを預かります。	保育課	確保内容 P93 参照
子ども一時預かり事業	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に4時間まで子どもを預かります。 ※休日利用のニーズへの対応に努めます。	子育て支援課	確保内容 P93 参照
ファミリー・サポート・センター事業 (子育で援助活動支援事業) 【再掲】	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要なときに相 互の紹介・調整を行います。	子育て支援課	確保内容 P95 参照

② 病児・病後児の預かり

病気または病気回復期にあって集団生活ができない子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気回復期にあって、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを預かります。	保育課	確保内容 P96 参照

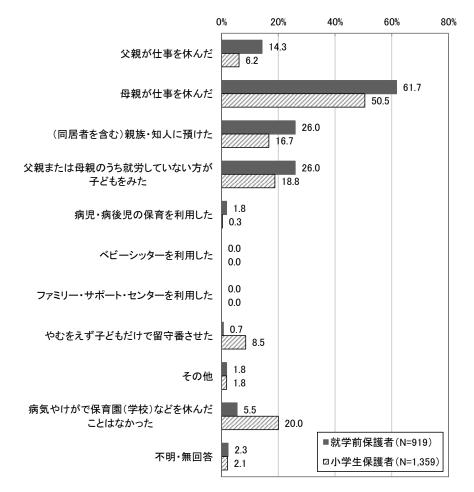
③ 宿泊を伴う預かり

昼間の一時預かりでは対応できない場合に、子どもをおおむね7日以内施設に入所させ、短期間 宿泊を伴う預かりを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院など宿泊を伴う預 かりが必要な場合に、児童養護施設・乳 児院で、子どもを預かります。	こども家庭相談室	確保内容 P97 参照

◎ニーズ調査のアンケート結果より

お子さんが病気で保育園や学校などを休んだことがあった際の対処について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「母親が仕事を休んだ」が5割から6割と最も高くなっています。



2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減●●●●●●●●●●●●●●

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

① 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種経済的負担を軽減します。

事業名	事業概要	担当課	備考
幼児教育・保育の無償化事業	令和元年 10 月より保育園、幼稚園等に入所する3歳~5歳児、市民税非課税世帯の0歳~2歳に係る保育料を無料にします。 事業の実施にあたり、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。	保育課	
保育料等の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人以上が同時 に入所している場合、保育料や給食費を 無料にします。	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、 保育園などでかかる費用(日用品や行事 費など)の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行 幼稚園に通う子どもの保護者に対し、一 定の要件に該当する場合、給食費を補助 します。	保育課	確保内容 P101 参照
就学援助事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、 小中学校でかかる費用(給食費や学用品 費など)の一部を援助します。	学校教育課	

② 手当の支給

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、中学生までの子ど もを育てる方に、児童手当・特例給付を 支給します。	子育て支援課	

③ 医療費無料の継続

子どもにかかる医療費を助成します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども医療費助成事業	小中学生の通院医療費の自己負担分(保 険診療分)を全額助成します。	保険年金課	

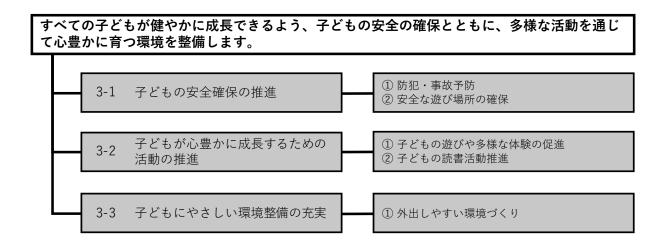
◎ニーズ調査のアンケート結果より

一宮市の子育て環境や支援施策に対する満足度について、就学前保護者、小学生保護者とも に、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が1位となっています。

【就学前・小学生保護者の満足度の上位3位】

順位	就学前保護者	小学生保護者
1位	安心して子どもが医療機関にかかれる 体制の充実	安心して子どもが医療機関にかかれる 体制の充実
2位	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境 整備の充実
3位	親子・親同士の交流の場の充実	仕事と子育てが両立できるよう保育 園、幼稚園の箇所数や内容の充実

基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり



■ 方針

すべての子どもが、事故や犯罪から守られて安全に生活し、多様な体験や活動を通じて、 心身ともに健やかに成長することができるようになることを目指します。



3-1 子どもの安全確保の推進●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

多くの保護者が子どもの事故や子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を感じており、その防止対策の充実を求めています。子どもの事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。 また、乳幼児の家庭内での誤飲や転倒などの事故についても、予防についての啓発に努めます。

① 防犯·事故予防

子どもの事故予防について啓発をするとともに、登下校の安全確保を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども事故予防事業	中央子育で支援センターで、主に家庭内 の子どもの事故予防に関するパネル展 示による啓発や、事故情報の収集などを 行います。	子育て支援課	
	※実例などを交えながら事故予防の啓 発に努めます。		
 登下校時の安全確保事業	│ │ 地域のボランティアの協力を得て、登下	学校教育課	
豆ド牧時の女主権体争未	校中の見守りを行います。	(各小学校)	
交通安全教室事業	保育園、幼稚園、学校などで交通安全教 室を開催し、子どもの交通事故予防を推 進します。	市民協働課	
防犯教室事業	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、セルフディフェンスを中心とした危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課	

② 安全な遊び場所の確保

保育園の園庭や児童遊園、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育園園庭開放事業	公立保育園の園庭を未就園児の親子に 遊び場、交流の場として開放します。	保育課	
児童遊園・ちびっ子広場事業	身近で安全な子どもの遊び場として、児 童遊園・ちびっ子広場を管理します。	子育て支援課	

3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進●●●●●●●●●●●●●

遊びや体験、読書など子どもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。市では、放課後子ども教室や児童館の活用等を通じて、子どもに成長の機会を提供する、各種の施設、事業、行事を実施します。

① 子どもの遊びや多様な体験の促進

児童館や放課後子ども教室など、異なった年齢の集団のなかで遊びや多様な体験を通じて成長する機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童館運営事業	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して、放課後の小学生が 学習や遊びなどの活動を行う安全で安 心な居場所を確保し、健全な育成を行い ます。	青少年育成課	確保内容 P104 参照
学校週5日制対応事業	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年育成課	
いちのみや子ども情報紙 kids'i(キッズ・アイ)発行 事業	「子どもにどこかで自然体験をさせたい」「親子でイベントに参加したい」などの情報がほしい方に情報提供をします。	青少年育成課	

② 子どもの読書活動推進

読書に親しむことは、子どもの心を育み、人生を豊かにします。本市は、「子ども読書のまち 宣言」を行い、子どもの読書活動を推進しています。

宣言の理念をより前進させるために策定された「一宮市子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づき、幼い頃から本に親しみ、読書を通じて豊かな心を育む活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ブックスタート事業	4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に「絵本を読んであげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながら、絵本を配付します。	図書館	
子どもの読書活動推進事業	読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業を行います。 ※読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業の充実に努めます。	図書館	

3-3 子どもにやさしい環境整備の充実●●●●●●●●●●●●●●●

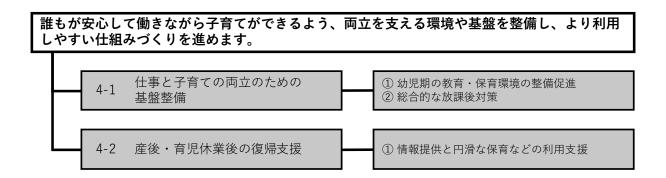
外出が困難な妊婦や荷物の多い乳幼児連れの親子等の外出を支援し、子ども連れで安心して外出したり、社会活動に積極的に参加できる、子どもや子育てにやさしい社会づくりの推進に努めます。

① 外出しやすい環境づくり

赤ちゃんの駅事業を通じて、子育て家庭の外出支援の充実に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんの駅事業	子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を登録し、子育て支援サイト・アプリで情報提供を行います。	子育て支援課	
移動式赤ちゃんの駅事業	市内で開催されるイベント等に移動式 赤ちゃんの駅をおむつ替えや授乳のた めのスペースとして貸し出します。	子育て支援課	

基本目標4 仕事と子育ての両立支援



■ 方針

父親と母親がともに働く家庭やひとり親家庭を支援するため、多様な働き方が可能な社会 環境づくりを推進するとともに、両立を支える重要な社会基盤となる、働いている時間に子 どもを預かり保育をする事業を充実し、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるようにな ることを目指します。



4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備●●●●●●●●●●●●●●

親が働いている時間に子どもを預かる保育事業は、仕事と子育ての両立を支える最も重要な社会基盤です。利用意向に基づき、計画的な充実を図ります。

① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進

保育園、幼稚園など常時の教育・保育施設や事業を充実させ、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の提供を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
教育・保育事業	保育園、幼稚園、認定こども園による教育・保育を行います。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	確保内容 P80 参照
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、 居宅訪問型保育による保育を実施・検討 します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービ スの充実につとめます。	保育課	確保内容 P85 参照
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保 育します。	保育課	確保内容 P99 参照
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	
医療的ケア児保育事業	人工呼吸器等の医療的ケアを日常的に 必要とする子どもを保育します。	保育課	

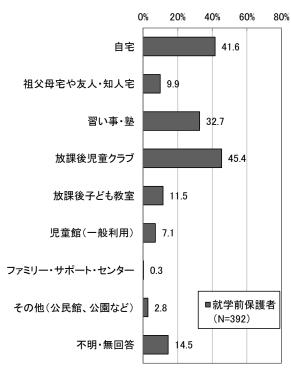
② 総合的な放課後対策

放課後の小学生に生活・遊びの場や活動の機会を提供する事業について総合的に推進し、小学生を育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子 どもに生活・遊びの場を提供し、健全な 育成を行います。 ※定員増により、待機児童解消を図りま す。	子育て支援課	確保内容 P98 参照
児童館運営事業【再掲】	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業 【再掲】	学校施設を利用して、放課後の小学生が 学習や遊びなどの活動を行う安全で安 心な居場所を確保し、健全な育成を行い ます。	青少年育成課	確保内容 P104 参照

◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、放課後児童クラブが最も高くなっています。



4-2 産後・育児休業後の復帰支援●●●

出産や育児の休業後に円滑に職場に復帰するための支援や、職場復帰に際して確実に保育 等の利用ができる仕組みについて、利用意向状況などを考慮しつつ検討を進めます。

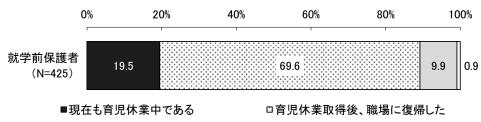
① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

休業給付や保険料減免、短時間制度など出産・育児の休業、職場復帰に伴う各種制度につい て情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
休業に関する各種制度の情報 提供事業	こども家庭相談や子育て支援情報誌の なかで、各種制度の情報提供をします。	子育て支援課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

育児休業取得後の復帰状況について、「育児休業取得後、職場に復帰した」が69.6%と最も 多くなっています。



- □育児休業中に離職した □不明・無回答

基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を 必要とする子どもや家庭の援助を充実します。 ① 児童虐待についての啓発推進 5-1 児童虐待対策の充実 ② 早期発見と対応体制の整備 ③ 児童虐待の予防 ① ひとり親家庭の相談 ② 子育てと生活の支援 5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進 ③ 就業支援 ④ 経済的支援 ① 児童発達相談 障害のある子どもに対する 5-3 ② 障害児の療育・保育 支援の充実 ③ 家族へのサポートの充実 定住外国人に対する支援の充実 ① 施設・サービス利用に関する支援 5-5 ① 多胎児世帯への支援 多胎児世帯への支援

■ 方針

個別の状況に応じた特別な支援を必要とする子ども・家庭に対する支援を充実し、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが個性を発揮し、健やかに成長することができるようになることを目指します。



【一宮市児童虐待対策基本計画】

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待対策が子どもの健やかな成長に不可欠であることから、児童虐待対策の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成27年3月に本市としての基本方針について「一宮市児童虐待対策基本計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第2期を迎えるにあたり、「一宮市児童虐待対策基本計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

[対象者]

要保護児童:保護者のいない児童または児童虐待などにより保護者に監護させることが不適

当であると認められる児童

要支援児童:保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童除く)

特 定 妊 婦:若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において

支援を行うことが特に必要と認められる奸婦

[計画の位置づけ]

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童虐待防止対策の強化に向け、本市の 児童虐待に対応する体制と専門性のさらなる強化を進めていくために策定します。

[児童虐待対策の現状と課題]

・一宮市域の児童虐待通告受付・対応件数は毎年増加傾向にあり、特に愛知県一宮児童相談 センターへの相談件数は平成26年から増加しています。本市は愛知県一宮児童相談セン ター(児童相談所)と連携して通告に対応しています。

■一宮市域における児童虐待通告受付・対応件数の推移(再掲)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
一宮市	65	76	81	71	82
愛知県 一宮児童相談センター	203	346	306	294	352

資料:一宮市資料(一宮市要保護児童対策地域協議会資料)

•「子どもを守る地域ネットワーク」として、一宮市要保護児童対策地域協議会を設置し、 ネットワークを活用して支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支 援を行い、児童虐待の防止に努めます。また、「DV 対策部会」を設置し、DV (配偶者か らの暴力) 対策と子どもの心理的虐待対策の連携を図っています。

■一宮市要保護児童対策地域協議会

ΕΛ	構成機関		
区分	関係団体	行政	
		名古屋法務局一宮支局	
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	愛知県警察一宮警察署	
		一宮市総合政策部	
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会	
医療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部	
运 惊	一般社団法人一宮市歯科医師会	古川州阮事未即	
	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター	
	一宮市民間保育協会	愛知県一宮保健所	
福祉・保健	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部	
	社会福祉法人 清修会	一宮市こども部	
		一宮市市民健康部	

① 児童虐待についての啓発推進

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけ、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待防止啓発事業	市広報、ホームページ、ポスター掲示等 さまざまな媒体を利用して児童虐待、児 童虐待通告先について啓発を行います。	こども家庭相談室	

② 早期発見と対応体制の整備

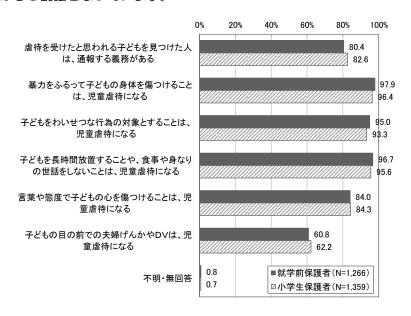
子どもとの面接調査などを行う相談員を配置し、児童虐待通告を受付けたときには県児童相談センターと連携して適切に対応します。

児童虐待対応においては、法改正により市町村の在宅支援機能強化が明確化されました。これに伴い、子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応機能向上に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待相談事業	市としての児童虐待相談・通告窓口を設置し、市民などからの虐待通告を一元的に受付けます。	こども家庭相談室	
子ども家庭総合支援拠点事業 【再掲】	こども家庭相談室を設置し、児童相談 (児童虐待)のほか、女性相談、ひとり 親家庭相談が連携して子どもと家庭の 問題について総合的に相談を実施しま す。 ※児童虐待対応では、法改正で市町村の 在宅支援機能強化が求められ、子ども 家庭総合支援拠点を設置し、一層の相 談機能向上に努めます。	こども家庭相談室	
児童虐待通告対応事業	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を 決定し、子どもの安全確認を行います。 危険性が高いケースは児童相談センタ ーに送致し、一時保護等の措置につなげ ます。	こども家庭相談室	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

児童虐待に関する知識のうち、虐待に関して知っていることは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについては9割以上、虐待発見時の通報義務は8割強、心理的虐待(言葉の暴力など)は6割強から8割強となっています。



③ 児童虐待の予防

こども家庭相談システムの運用により、庁内の連携強化に努めるとともに、要保護児童対策 地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じ て必要とする個別支援を行い、児童虐待の発生や再発防止に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員・保健師・助産師(新生児産婦訪問を兼ねる)が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P91 参照
ネットワークによる見守り 支援事業	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	こども家庭相談室	
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を 行います。	こども家庭相談室	確保内容 P100 参照
児童虐待に関する講演会事業	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、一般市民をはじめ関係者の能力向上や意識高揚を図り、ネットワークの対応能力を強化します。	こども家庭相談室	

【一宮市ひとり親家庭等自立促進計画】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が、子どもの健全な成長に不可欠であることから、ひとり親家庭に対する支援の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成27年3月に「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第2期を迎えるにあたり、「一宮市ひとり親家 庭等自立促進計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

[対象者]

母子家庭:配偶者のない母親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。 父子家庭:配偶者のない父親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

ひとり親家庭:母子家庭及び父子家庭をいう。

寡 婦:かつて母子家庭であって、子どもが成人し現在も配偶者がない方をいう。

[計画の位置づけ]

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として策定します。

[ひとり親家庭の現状と課題]

- ・ひとり親家庭は増加~高止まりの傾向にあります(P19参照)。
 - ニーズ調査結果では、未就学児の子育て家庭の 4.8%、小学生の子育て家庭の 8.5%がひ とり親家庭となっており、前回調査時(未就学児 4.3%・小学生 7.9%)をわずかに上回っています。
- ひとり親家庭となった理由は離婚が多くを占めています。

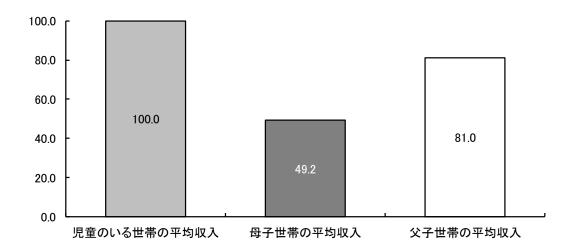
■児童扶養手当受給者の状況(平成30年3月30日現在)

区分	理由				
込 ガ	離婚	死別等	未婚出産等	その他	
母子家庭	2, 395	19	324	46	
父子家庭	129	8	4	12	
養育者	86	1	11	2	

資料:子育て支援課

- ・ひとり親家庭は、全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が心配されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。
- →平成28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)は、平成27年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「49.2」、「父子世帯」の収入は「81.0」としています。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較(平成27年の年間収入)



資料:平成28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)

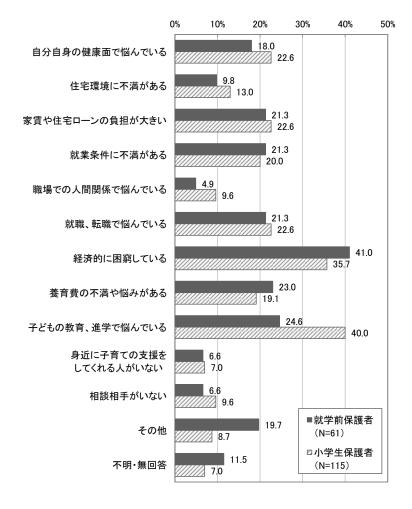
① ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の各種の相談に応じ、また、養育費の確保に関する情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
ひとり親家庭相談事業	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	こども家庭相談室	
養育費確保の情報提供事業	養育費確保に関する情報を収集し、啓発 するほか、離婚相談などの機会を捉えて 情報提供をします。	こども家庭相談室	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

ひとり親家庭の母または父が「子育てや生活で悩んでいること」は、「経済的に困窮している」「子どもの教育、進学で悩んでいる」が多く、次いで「養育費の不満や悩みがある」「自 分自身の健康面で悩んでいる」などとなっています。



② 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立促進のため、必要な子育てや生活の支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派 遣し、育児や家事の援助を行います。	こども家庭相談室	
母子生活支援施設 入所相談事業	一定の事由がある母子の入所を行い、就 労、生活、子育て等の支援をして自立の 促進を図ります。	こども家庭相談室	

③ 就業支援

ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上を促進するとともに、就労支援専門員を配置し、きめこまかな就労相談を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラム策定員により自立 支援プログラムを策定し、きめこまかな 就業・自立支援を行います。	こども家庭相談室	
自立支援教育訓練給付金支給 事業	ひとり親家庭の母または父に対し、教育 訓練講座受講料の一部を支給します。	こども家庭相談室	
高等職業訓練促進給付金等 支給事業	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいるひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭相談室	
就業支援講習会事業	職業能力の向上を図るため、愛知県母子 センターが実施する就業支援講習会の 情報提供、申込書の取りまとめ提出を行 います。	こども家庭相談室	
高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が高卒認定 試験の講座を受け、合格したときに受講 費用の一部を支給します。	こども家庭相談室	

④ 経済的支援

児童扶養手当、遺児手当など各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相 談や医療費の助成を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭 の母または父などに対し、児童扶養手当 を支給します。	子育て支援課	
遺児手当支給事業	ひとり親家庭の母または父などに対し、 愛知県と一宮市の遺児手当を支給しま す。	子育て支援課	
遺児一時金支給事業	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校 の入学時及び中学校卒業時に一時金を 支給します。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を 促進するため、愛知県が実施する福祉資 金貸付についての紹介、貸付申請支援を 行います。	こども家庭相談室	
母子·父子家庭等医療費助成 事業	満18歳に到達する年度末までの子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父とその子どもの医療費について自己負担分(保険診療分)を全額助成します。	保険年金課	

5 - 3 障害のある子どもに対する支援の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。また、「第1期一宮市障害児福祉計画」に基づき、児童発達支援センターを中心に重層的な支援体制の構築を図ります。本計画では障害のある子どもへの支援のうち、発達相談との連携や障害のある子どもの保育等の充実を図ります。

① 児童発達相談

子育てに関する相談や療育相談を通じて、早期対応による療育を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
療育相談事業	児童発達支援センターいずみ学園及び 療育サポートプラザ チャイブで、発達 が気になる子どもの相談に応じ、子ども の個性に応じた子育ての方法を一緒に 考えます。 ※第5期一宮市障害福祉計画(含 第1 期一宮市障害児福祉計画)において、 「児童発達支援体制の強化」を重点戦 略の一つとしており、重層的な地域支 援体制の構築を目指しています。児童 発達支援センターの複数化を検討し ます。	福祉課いずみ学園	

② 障害児の療育・保育

障害・発達の状況に応じて、障害のある子どもの療育・保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育所等訪問支援事業	保育所などを利用中の子どもが集団生活適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を考えます。	いずみ学園	
児童発達支援事業	就学前に単独でいずみ学園に通園できる子どもに対し、一人ひとりに合わせて 適切な療育を行います。	いずみ学園	
心身障害児母子通園	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に心身障害児母子通園施設(すぎの子教室・たけのこ園・チューリップ教室・はとぽっぽ)に通園し、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	福祉課いずみ学園	
保育園の障害児保育事業	保護者の就労状況等から保育園へ通う 必要性があり、心身の軽・中度の障害の ため特に配慮を要する子どもを、保育園 で保育します。	保育課	
障害児児童クラブ事業	特別支援学校へ通う障害のある子ども を放課後児童クラブ(けやき児童クラ ブ・ポプラ児童クラブ)で支援します。	子育て支援課	_

③ 家族へのサポートの充実

子育てに難しさを感じる保護者等に対し、ペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
ペアレント・プログラム講座 事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。 ※ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	福祉課 保育課 子育て支援課 いずみ学園 健康づくり課	

5-4 定住外国人に対する支援の充実●●●●●●●●●●●●●●

国際化の進展に伴い、子育てを行う外国人住民に対し、その子どもに対する教育・保育等のサービスが円滑に利用できるよう支援します。

① 施設・サービス利用に関する支援

ICT を活用した多言語対応の通訳サービスによって、窓口でのコミュニケーションを円滑にし、外国人が子育てに関する必要な情報を得られるよう支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
テレビ電話システムを活用し た庁舎等の窓口での通訳サー ビス事業	外国人が庁舎等に来庁した際、タブレット端末でインターネットを介してコールセンターに接続し、画面を見ながらリアルタイムに通訳を行うことで、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続きの支援を行います。	情報推進課	

5-5 多胎児世帯への支援●●●●●●●●●●●●●●●

多胎児がいる世帯の負担軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づく りをします。

① 多胎児世帯への支援

多胎児世帯を支援する各種サービスに努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)【再掲】	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を 行います。	こども家庭相談室	確保内容 P100 参照
妊婦訪問事業【再掲】	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・ 多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し 家庭訪問等で保健指導を行うとともに、 産後も必要に応じ継続して支援を行い ます。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業【再掲】	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	
産後ケア事業【再掲】	産後に体調不良や育児不安があり、家族 等から援助が受けられない方に医療機 関等への宿泊や助産師の家庭訪問によ り、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴 指導、相談等を行います。	健康づくり課	
保育料等の多子減免制度 【再掲】	保育園等に保護者の子3人以上が同時 に入所している場合、保育料や給食費を 無料にします。	保育課	

第5章 子ども・子育て支援事業



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

1-1 概要●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、前回計画に引き続き、令和2年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成 30 年に実施したアンケート(一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、「教育・保育提供区域」を定めたうえで、事業量の推計を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

【一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

■調査の目的

本調査は、平成31年度に行う「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育などの本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査の対象と配布・回収数

対象者配布数		有効回収数(有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000 世帯	1,266世帯(63.3%)
小学生児童の保護者	2,000 世帯	1,359世帯(68.0%)

■調査期間

平成 30 年 10 月 22 日~11 月2日

■調査の方法

郵送による配布・回収

■調査項目

- 1. 家族等の状況
- 2. 子どもの育ちを取り巻く環境について
- 3. 保護者の就労状況
- 4. 保育園や幼稚園などの利用について
- 5. 病児・病後児保育について
- 6. 一時預かりについて
- 7. 土曜・休日の保育園や幼稚園などの利用について
- 8. 宿泊を伴う一時預かりについて
- 9. 地域の子育て支援サービスについて
- 10. 放課後等の過ごし方について
- 11. 子育てと仕事の両立について
- 12. 子育てと地域社会について
- 13. 児童虐待について
- 14. 子育て全般について

1-2 教育·保育提供区域●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

(1) 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、 地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、事業の 量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

前回計画時は、東区域・西区域・北区域と3区域で、それぞれの保育需要を見ながら整備を図っていました。

本計画では、前回計画以降の人口動態を踏まえ、より地域の実情に応じた保育・教育サービスの提供体制の整備を行うため、O歳から2歳児の乳児保育の需要が特に高い地域である、一宮総合駅を中心とした区域を「中区域」として設定し、次のとおり4つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	対象連区			
①東区域	西成、千秋、丹陽			
②西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島			
③北区域	奥、木曽川、北方、葉栗、浅井			
④中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山			



(3) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定 全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

2-1 幼児期の教育・保育●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

① 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

保育園、幼稚園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

ア 保育園・幼稚園等の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 15 か所、認定こども園2か所、地域型保育施設 17 か所、私立幼稚園 23 か所があります。

■区域ごとの保育園・幼稚園等の数

区域名称	公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育	幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	2	7	32
北区域	16	3	1	0	5	25
中区域	10	3	1	13	5	32

イ 認定こども園整備の基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、本計画策定時、小規模保育施設が 16 園、事業 所内保育施設が1園となっています。各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況な どを考慮して拡充を検討します。

② 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される 教育・保育の内容及び水準は、良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要であると考えます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的に実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

③ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

中核市に移行するにあたり、保育所に対する児童福祉法に基づく監査の権限及び実施義務が愛知県から移譲されるため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応の ためのガイドラインについて」に基づき、重大事故防止対策の徹底・推進に努めます。

■保育施設等の所在地及び設置者又は事業主体別の監査権者

			監査権者			
保育施設等の所在地の区分	設置者又は事業主体		保育所	幼保連携型	認可外	
				認定こども園	保育施設	
一般の市町村に所在	公立	市町村	都道府県	都道府県	都道府県	
する保育施設等	私立	社会福祉法人等	10 担刑 乐	印理剂 朱	140 担 州 乐	
政令市又は中核市に所在	公立	市	都道府県	政令市 •	政令市・	
する保育施設等	私立	社会福祉法人等	政令市 · 中核市	中核市	中核市	

資料:子育て支援に関する行政評価・監視-保育施設等の安全対策を中心として-結果報告書

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による 確保の内容及び実施時期を設定します。

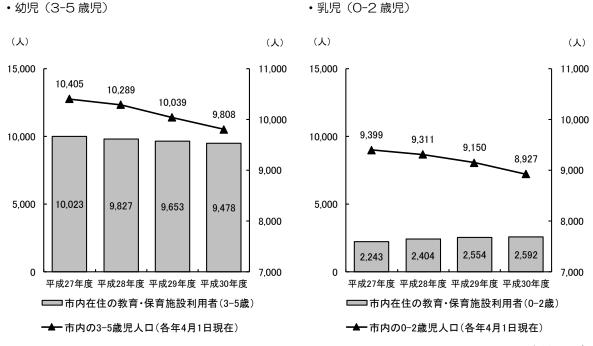
■各年齢別 教育・保育の量の見込み (ニーズ量)

(人)

		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		4 450	2, 961	2, 873	2, 755	2, 672	2, 598
	幼稚園・ 認定こども園	4, 150	774	755	724	701	680
2号認定	保育園・ 認定こども園	5, 772	5, 452	5, 298	5, 079	4, 922	4, 782
	計	1	6, 226	6, 053	5, 803	5, 623	5, 462
	O歳児	195	207	213	220	227	234
3号認定	1・2歳児	2, 397	2, 433	2, 508	2, 585	2, 665	2, 747
	計	2, 592	2, 640	2, 721	2, 805	2, 892	2, 981

[※]平成30年度は実数

■教育・保育の利用実績の推移



資料:保育課

[※]量の見込み(ニーズ量)については、ニーズ調査に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し補正 して設定

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業		
子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時	幼稚園・認定こども園		
間が非常に短い(月60時間未満)家庭	幼稚園・認定こども園		

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	2, 961	2, 873	2, 755	2, 672	2, 598
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300
確保の内容(定員)	5, 446	5, 401	5, 401	5, 401	5, 401
特定教育・保育施設	226	541	541	541	541
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	-	_	-	_	_
確認を受けない幼稚園	4, 920	4, 560	4, 560	4, 560	4, 560
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300
過不足※	1, 411 (充足)	1, 473 (充足)	1, 622 (充足)	1, 728 (充足)	1, 823 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- 他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載しています。
- ・幼稚園、認定こども園での利用となります。
- 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

^{※2}号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	930	911	873	847	823
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 140				
確保の内容(定員)	1, 712	1, 712	1, 712	1, 712	1, 712
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	_	_	_	_	_
確認を受けない幼稚園	1, 572	1, 572	1, 572	1, 572	1, 572
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	江南市 140				
過不足※	399 (充足)	422 (充足)	470 (充足)	503 (充足)	534 (充足)

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	829	811	777	754	733
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	_	_	_	_	_
確保の内容(定員)	1, 824	1, 824	1, 824	1, 824	1, 824
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	_	-	_	1	-
確認を受けない幼稚園	1, 824	1, 824	1, 824	1, 824	1, 824
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	_	1	_	1	_
過不足※	778 (充足)	800 (充足)	843 (充足)	872 (充足)	899 (充足)

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	567	530	509	493	480
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 160				
確保の内容(定員)	1, 042	997	997	997	997
特定教育・保育施設	82	397	397	397	397
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	_	_	_	_	_
確認を受けない幼稚園	800	440	440	440	440
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	江南市 160				
過不足※	167 (充足)	167 (充足)	194 (充足)	215 (充足)	231 (充足)

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	635	621	596	578	562
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	_	_	_	1	_
確保の内容(定員)	868	868	868	868	868
特定教育・保育施設	144	144	144	144	144
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	_	_	_	_	_
確認を受けない幼稚園	724	724	724	724	724
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	_	_	_	_	_
過不足※	67 (充足)	84 (充足)	115 (充足)	138 (充足)	159 (充足)

2 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	6, 226	6, 053	5, 803	5, 623	5, 462
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	774	755	724	701	680
上記以外	5, 452	5, 298	5, 079	4, 922	4, 782
確保の内容(定員)	6, 713	6, 713	6, 713	6, 713	6, 713
特定教育・保育施設	6, 713	6, 713	6, 713	6, 713	6, 713
過不足※	1, 261 (充足)	1, 4 15 (充足)	1, 634 (充足)	1, 791 (充足)	1, 931 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

- 保育園、幼稚園、認定こども園での利用となります。
- 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

^{※2}号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	1, 539	1, 499	1, 437	1, 392	1, 352
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	243	239	229	222	215
上記以外	1, 296	1, 260	1, 208	1, 170	1, 137
確保の内容(定員)	1, 596	1, 596	1, 596	1, 596	1, 596
特定教育・保育施設	1, 596	1, 596	1, 596	1, 596	1, 596
過不足※	300 (充足)	336 (充足)	388 (充足)	426 (充足)	459 (充足)

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	1, 782	1, 734	1, 661	1, 611	1, 565
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	217	213	204	198	192
上記以外	1, 565	1, 521	1, 457	1, 413	1, 373
確保の内容(定員)	1, 927	1, 927	1, 927	1, 927	1, 927
特定教育・保育施設	1, 927	1, 927	1, 927	1, 927	1, 927
過不足※	362 (充足)	406 (充足)	470 (充足)	514 (充足)	554 (充足)

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	1, 503	1, 456	1, 396	1, 352	1, 314
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	148	140	134	129	126
上記以外	1, 355	1, 316	1, 262	1, 223	1, 188
確保の内容(定員)	1, 668	1, 668	1, 668	1, 668	1, 668
特定教育・保育施設	1, 668	1, 668	1, 668	1, 668	1, 668
過不足※	313 (充足)	352 (充足)	406 (充足)	445 (充足)	480 (充足)

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数(人)	1, 402	1, 364	1, 309	1, 268	1, 231
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	166	163	157	152	147
上記以外	1, 236	1, 201	1, 152	1, 116	1, 084
確保の内容(定員)	1, 522	1, 522	1, 522	1, 522	1, 522
特定教育・保育施設	1, 522	1, 522	1, 522	1, 522	1, 522
過不足※	286 (充足)	321 (充足)	370 (充足)	406 (充足)	438 (充足)

③ 3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業		
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園		
」このが同じ版が下向に、大国によりが反	地域型保育事業		

■市全体

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
业	必要利用定員総数(人)		2, 640	2, 721	2, 805	2, 892	2, 981
	O 歳		207	213	220	227	234
	1~2歳		2, 433	2, 508	2, 585	2, 665	2, 747
矷	催保の内容	(定員)		3, 169	3, 195	3, 221	3, 247
	〇歳	特定教育・保育	396	390	378	366	354
	0 成	地域型保育事業	85	91	103	115	127
	1 0 告	特定教育・保育	2, 386	2, 419	2, 419	2, 419	2, 419
	1~2歳	地域型保育事業	256	269	295	321	347
ij.	過不足		483 (充足)	448 (充足)	390 (充足)	329 (充足)	266 (充足)
	O歳		274 (充足)	268 (充足)	261 (充足)	254 (充足)	247 (充足)
	1~2歳		209 (充足)	180 (充足)	129 (充足)	75 (充足)	19 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

- 保育園、認定こども園、地域型保育事業所での利用となります。
- ・人口減少の影響を受け、利用実績が減少傾向にある1号認定、2号認定に比べ、利用実績は近年増加傾向にあります。また、ニーズ調査に基づき、利用の見込みを算出したところ、現状の利用実績を超えるニーズがありました。
- 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。「O 歳」と「1~2歳」において、充足に差がありますが相互に利用することを見込んでいます。
- 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
业	必要利用定員総数(人)		590	611	636	663	691
	O 歳		41	43	44	45	47
	1~2歳		549	568	592	618	644
皕	確保の内容(定員)		692	705	718	731	744
	O歳	特定教育・保育	81	75	69	63	57
	ひ成	地域型保育事業	15	21	27	33	39
	1~2歳	特定教育・保育	554	554	554	554	554
	1~∠成	地域型保育事業	42	55	68	81	94
近	過不足		102 (充足)	94 (充足)	82 (充足)	68 (充足)	53 (充足)
	O歳		55 (充足)	53 (充足)	52 (充足)	51 (充足)	49 (充足)
	1~2歳		47 (充足)	41 (充足)	30 (充足)	17 (充足)	4 (充足)

■西区域

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
业	必要利用定	員総数(人)	707	718	734	750	766
	O歳		60	62	64	66	68
	1~2歳		647	656	670	684	698
皕	確保の内容(定員)		842	842	842	842	842
	O歳	特定教育・保育	130	130	130	130	130
	0 成	地域型保育事業	9	9	9	9	9
	1~2歳	特定教育・保育	673	673	673	673	673
	1~∠成	地域型保育事業	30	30	30	30	30
近	過不足		135 (充足)	124 (充足)	108 (充足)	92 (充足)	76 (充足)
	O歳		79 (充足)	77 (充足)	75 (充足)	73 (充足)	71 (充足)
	1~2歳		56 (充足)	47 (充足)	33 (充足)	19 (充足)	5 (充足)

■北区域

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
业	必要利用定	員総数(人)	593	632	659	686	713
	O歳		45	46	48	50	51
	1~2歳		548	586	611	636	662
硝	確保の内容(定員)		700	733	746	759	772
	0 L	特定教育・保育	99	99	93	87	81
	O歳	地域型保育事業	6	6	12	18	24
	1 。 0 告	特定教育・保育	582	615	615	615	615
	1~2歳	地域型保育事業	13	13	26	39	52
近	過不足		107 (充足)	101 (充足)	87 (充足)	73 (充足)	59 (充足)
	O歳		60 (充足)	59 (充足)	57 (充足)	55 (充足)	54 (充足)
	1~2歳	·	47 (充足)	42 (充足)	30 (充足)	18 (充足)	5 (充足)

■中区域

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
业	必要利用定	員総数(人)	750	760	776	793	811
	O歳		61	62	64	66	68
	1~2歳		689	698	712	727	743
皕	催保の内容	(定員)	889	889	889	889	889
	0 1 5	特定教育・保育	86	86	86	86	86
	〇歳	地域型保育事業	55	55	55	55	55
	1 0 - 塩	特定教育・保育	577	577	577	577	577
	1~2歳	地域型保育事業	171	171	171	171	171
近	過不足		139 (充足)	129 (充足)	113 (充足)	96 (充足)	78 (充足)
	O歳		80 (充足)	79 (充足)	77 (充足)	75 (充足)	73 (充足)
	1~2歳	·	59 (充足)	50 (充足)	36 (充足)	21 (充足)	5 (充足)

2-2 地域子ども・子育て支援事業●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量にわたる充実を目指します。

(2) 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、次に掲げる事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

一宮市での事業名称または通称[事業名称]
母子の健康支援事業
① 利用者支援事業(母子保健型)
② 妊婦健診[妊婦健康診査]
③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]
子育ての相談や交流促進についての事業
④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]
一時的に子どもを預かる事業
⑤ 一時預かり事業
⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]
⑦ 病児・病後児保育事業
⑧ ショートステイ事業 [子育て短期支援事業]
仕事と子育ての両立に資する事業
⑨ 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]
⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]
個別的な支援についての事業
⑪ 育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業]
② 実費徴収に係る補足給付事業

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 利用者支援事業(母子保健型)

妊娠・出産・育児期にわたり、面接、家庭訪問により、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容

年度		前回計画	本計画					
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	実施か所数	3 か所						
兄込の里	面接件数	2,870件	2, 600 件	2,541件	2, 498 件	2,464件	2, 443 件	
体伊山家	実施か所数	3 か所						
確保内容	面接件数	-	2, 600 件	2, 541 件	2, 498 件	2, 464 件	2, 443 件	

[量の見込みの説明] 実施か所数は、現行体制で確保を行うため、3か所として設定。妊娠届時の面接件数は、 の歳児人数(推計) および実績等を勘案し設定

【方 針】

- ・妊娠・出産・育児期にわたり、切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、 平成29年度に開始した「母子健康包括支援センター事業」を3か所の保健センターで、 引き続き実施します。
- 妊娠届時に面接を行い、保健指導を行っており、今後も継続して実施します。

② 妊婦健診 [妊婦健康診査]

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度		本計画					
区分・指	区分・指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	対象者数	2, 749 人	2, 600 人	2, 541 人	2, 498 人	2, 464 人	2, 443 人	
見込み量	受診者数	2, 749 人	2, 600 人	2, 541 人	2, 498 人	2, 464 人	2, 443 人	
	延べ受診回数	35,092件	36, 400 件	35, 574 件	34, 972 件	34, 496 件	34, 202 件	
確保内容	受診者数	3, 164 人	2, 600 人	2, 541 人	2, 498 人	2, 464 人	2, 443 人	
唯休内谷	延べ受診回数	37, 300 件	36, 400 件	35, 574 件	34, 972 件	34, 496 件	34, 202 件	

[量の見込みの説明] 0歳児人数(推計) および実績等を勘案し設定

【方針】

- すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- ・妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳(母子手帳)」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている、健康診査受診票(妊婦健診 14 回と子宮頸がん検診1回の計 15 枚)により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てできるよう、 育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につな げていきます。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度	前回計画			本計画		
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日17 7. 目	出生数	2,885 人	2, 603 人	2, 543 人	2,500 人	2, 466 人	2, 445 人
見込み量	訪問件数	2, 708 件	2,603件	2, 543 件	2,500件	2,466件	2, 445 件
確保内容	訪問件数	3, 214 件	2,603件	2, 543 件	2, 500 件	2, 466 件	2, 445 件

[量の見込みの説明] 0歳児人数(推計)を出生数とみなして設定

【方 針】

- すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- ・市民課などへの出生届提出時に、「赤ちゃんが生まれました連絡票」の回収を行い、出産 後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- ・連絡票の提出がない方は、出生届の情報から把握し、生後4か月までにすべての家庭へ訪問員・保健師・助産師(新生児産婦訪問を兼ねる)が家庭訪問等を行えるように努めていきます。
- 長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方へは、4か月児健康診査で面接し、 養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。本市では、子育て支援センターを順次設置し、また、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

■量の見込みに対する確保の内容

年度		前回計画	本計画					
区分・指	区分・指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	延べ利用数 (年間)	70, 992 人	72, 336 人	70, 289 人	67, 993 人	66, 301 人	64, 900 人	
	延べ利用可能数 (年間)※	171, 500 人	186,000 人	186,000 人	186,000 人	186,000 人	186,000 人	
確保内容	実施か所数	8 か所						
	過不足	100, 508 人	113, 664 人	115, 711 人	118, 007 人	119, 699 人	121, 100 人	

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定※移動子育て支援センターの数値を含む。

【方 針】

- ・市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、また市内の公共施設に 出向き臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応 できる体制を確保しています。
- ・ 二ーズ調査に基づき算出した数値では、子育て支援センター等の延べ利用数は減少傾向にありますが、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、現在の水準を維持していきます。
- 多くの親子にいちのみや子育て支援サイト・アプリを活用し、行事予定を適時情報提供するなど、広報に努めます。

⑤ 一時預かり事業

ア 幼稚園型(在園児)【幼稚園における一時預かり(預かり保育)】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度	前回計画	本計画					
区分・	指標	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込	延べ利用数 (年間)	80, 692 人	84, 925 人	82, 201 人	79, 565 人	77, 013 人	74, 543 人	
み量	1号認定	-	12, 560 人	12, 157 人	11,767人	11, 390 人	11,024 人	
	2号認定	-	72, 365 人	70, 044 人	67, 798 人	65, 623 人	63, 519 人	
確保	延べ利用数	98,000 人						
内容	過不足	17, 308 人	13, 075 人	15, 799 人	18, 435 人	20, 987 人	23, 457 人	

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外(在園児除く)【保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

_									
	年度 前回計画			本計画					
区分・	指標	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
見込 み量	延べ利用数 (年間)	20, 236 人	23, 960 人	23, 281 人	22, 608 人	22, 106 人	21, 707 人		
	一時保育事業	49,810人	49,810人	49,810 人	49,810 人	49,810 人	49,810 人		
	子ども一時 預かり事業	1, 280 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人		
確保内容	子育て援助 活動支援事業	4,800 人	3,800 人	3, 750 人	3, 700 人	3,650人	3, 600 人		
	計	55,890 人	57, 610 人	57, 560 人	57, 510 人	57, 460 人	57, 410 人		
	過不足	35, 654 人	33, 650 人	34, 279 人	34, 902 人	35, 354 人	35, 703 人		

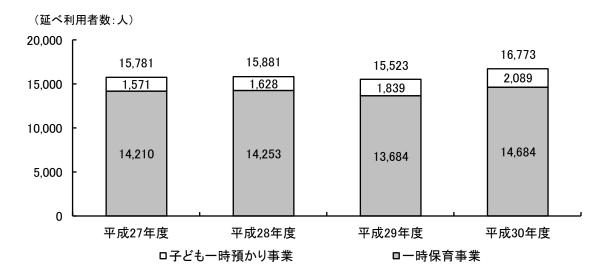
[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

■一時預かり事業(幼稚園型・幼稚園型以外)の利用状況

- •「ア 幼稚園型(在園児)」、「イ 幼稚園型以外(在園児除く)」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- 引き続き利便性の向上を図り、また、保護者の社会参加促進や育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

■一時預かり事業(一時保育事業・子ども一時預かり事業)の利用状況



資料:子育て支援課・保育課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■量の見込みに対する確保の内容

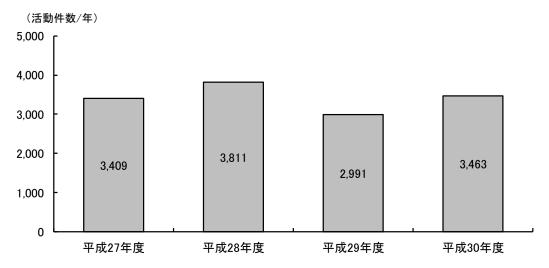
	年度	前回計画	本計画				
区分・指	標	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	活動件数 (年間)	3, 463 件	3,621件	3, 531 件	3, 456 件	3, 372 件	3, 293 件
	うち小学生	1, 781 件	1,829件	1, 784 件	1,746件	1, 703 件	1,663件
	活動可能件数 (年間)	4,800件	3,800件	3, 750 件	3, 700 件	3, 650 件	3, 600 件
	援助会員数	120 人	60 人	58 人	56 人	54 人	52 人
確保内容	依頼会員数	600 人	500 人	490 人	480 人	470 人	460 人
	両方会員数	75 人	55 人	54 人	53 人	52 人	51 人
	過不足	1, 337 件	179 件	219 件 ^(充足)	244 件 (充足)	278 件 ^(充足)	307 件

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- 見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活動件数や会員数は、減少傾向にあります。しか し、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努め、サ ービス提供体制の確保を行います。
- 急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な援助会員数の確保に努めます。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料:子育て支援課

⑦ 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児または一定の小学生で、疾病にかかっている者について、保 育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

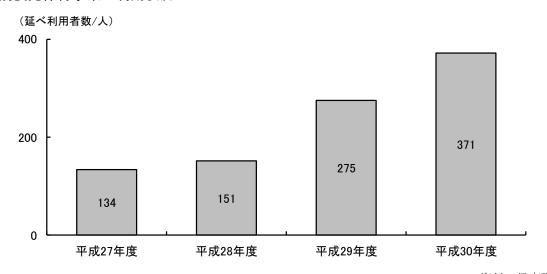
	年度			本計画					
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
見込み量	延べ利用数 (年間)	371 人	385 人	397 人	409 人	422 人	435 人		
	延べ利用可能数 (年間)	2, 205 人	2, 205 人	2, 940 人	2, 940 人	2, 940 人	2, 940 人		
確保内容	実施か所数	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所		
	過不足	1,834 人	1,820 人	2, 543 人 (充足)	2, 531 人	2, 518 人	2,505 人 (充足)		

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

- 見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、東地区に1か所の設置を検討します。
- 病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。

■病後児保育事業の利用状況



資料:保育課

⑧ ショートステイ事業 [子育て短期支援事業]

保護者の疾病や仕事等により、夜間、家庭において子どもを養育していくことが一時的に 困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院 において預かりを委託します。

■量の見込みに対する確保の内容

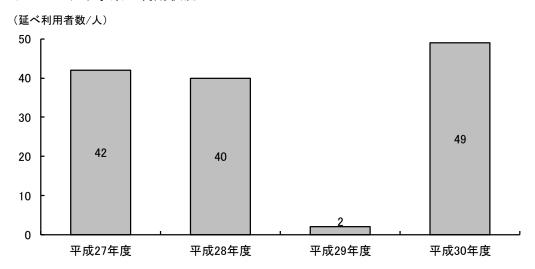
	年度		本計画					
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	延べ利用数 (年間)	49 人	71 人	73 人	75 人	77 人	79 人	
	延べ利用可能数 (年間)	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	
確保内容	実施か所数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
	過不足	51 人 (充足)	29 人	27 人 (充足)	25 人 (充足)	23 人	21 人	

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

- 宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設3施設、乳児院2施設があり、見込み量に 対応できる体制を確保しています。
- 利用状況をみると、年度により大きく変動があります。常時利用される事業ではなく、緊急のときなどに一時的に利用されるサービスであるといえます。
- ・二一ズ調査結果では、緊急時などに子どもをみてくれる親族、友人、知人が無いと回答した方が、未就学児で 11.7%、小学生で 10.7%ありました。子育てをしていくなかで、さまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして現在の水準を維持していきます。

■ショートステイ事業の利用状況



資料:子育て支援課

⑨ 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度			本計画				
区分・指	標	平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	利用希望児童	4, 349 人	4, 668 人	4, 565 人	4, 486 人	4, 375 人	4, 294 人	
見込み量	低学年	3, 796 人	3,845 人	3, 763 人	3, 703 人	3,616人	3,536 人	
	高学年	553 人	823 人	802 人	783 人	759 人	758 人	
	定員	4, 595 人	4, 699 人	4,817人	4, 935 人	4,964 人	5, 052 人	
確保内容	施設数	56 か所	58 か所	59 か所	60 か所	60 か所	62 か所	
	過不足	-	△266 人 (不足)	△188 人 (不足)	△80 人 (不足)	△58 人 ^(不足)	0	

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- 放課後児童健全育成事業に対するニーズは、年々高まってきており、待機児童が生じています。この事業は、放課後に子ども自身が放課後児童クラブまで行き、そこで支援を受けるものであることから、小学校区ごとに需給状況を把握し、利用定員数を確保していく必要があります。
- •「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭(合わせて小学生の子育て家庭の 29.9%)を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。
- 待機児童対策と同時に、安全な施設の確保を進めていきます。
- この事業と「放課後の子どもの居場所づくり」という点では目的を同じくする「放課後子 ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を進めていきます。

[※]確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が 生じます。確保内容欄の「過不足」は各小学校区における待機児童数の合計です。

⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間 を超えて保育園を利用する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度 前回計画			本計画					
区分・指	標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	_	以降の 希望数	1, 718 人	1,810人	1,866 人	1,924 人	1, 983 人	2, 044 人	
	利用可	可能数	2,860人	2, 925 人	2,925 人	2,925 人	2,925 人	2, 925 人	
	実施	市立	31 か所	31 か所	31 か所	31 か所	31 か所	31 か所	
確保内容	園数	私立	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	
	過2	 不足	1, 142 人	1, 115 人	1,059人	1,001人	942 人	881 人	
	Į	. , _	(充足)	(充足)	(充足)	(充足)	(充足)	(充足)	

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方 針】

- 見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 共働きの増加、働き方の多様化により、ニーズが高まる可能性があるため、現在の水準を 維持していきます。

① 育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業]

育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業] は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、 保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助な ど)を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度	前回計画			本計画		
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	訪問支援 必要家庭	34 件	44 件	48 件	53 件	58 件	64 件
確保内容	訪問支援 可能件数	50 件	44 件	48 件	53 件	58 件	64 件
	過不足	16 件 (充足)	0	0	0	0	0

【方 針】

- 訪問支援のうち、育児・家事援助は、委託によりホームヘルパーを派遣しており、専門的 援助は保健師等が実施するもので、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行ううえで有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

① 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日 用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する 費用、給食の副食費(新制度未移行の幼稚園対象)等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

	年度	前回計画	本計画				
区分・指標		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	給付件数	22 件	6, 382 件	6, 199 件	5,944件	5, 762 件	5, 600 件
佐 伊山家	給付件数	22 件	6, 382 件	6, 199 件	5, 944 件	5, 762 件	5, 600 件
確保内容	過不足	-	0	0	0	0	0

[量の見込みの説明] 令和元年 10 月実施の幼児教育・保育無償化に伴い給食の副食費(新制度未移行の幼稚園対象)の助成を開始したため、令和 2 年度以降分の見込み量が大幅に増加しました。

【方針】

• 子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。また、新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。



放課後対策の総合的推進

3-1 放課後対策事業の現状●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

声 类 夕	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
事業名称	(放課後児童健全育成事業)	(放課後子ども教室推進事業)
	保護者が就労等により昼間家庭にい	保護者の就労・未就労にかかわらず、すべ
) 対象児童	ない小学1~6年生	ての小学1~3年生
	※希望者が定員を超える場合は必要性の 高い子どもを優先。	※希望者が定員を超える場合は、抽選。
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	すべての小学校区で実施	すべての小学校で実施

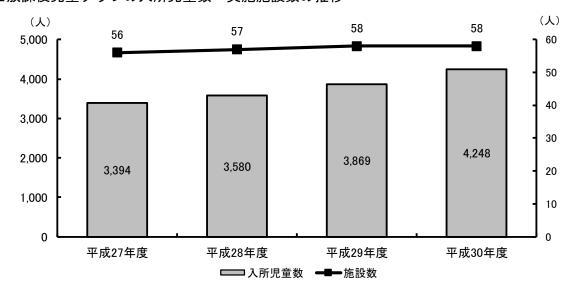
② ニーズの高まり

放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まってきています。 これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後を安全に 過ごすための場所を求める保護者が増加していることが推測されます。

[放課後児童クラブ]

放課後児童クラブの登録者数(利用者人数)は、少子化により児童数が減少傾向にあるなかでも、毎年増加しており、児童数に対する登録者の比率も高まっています。また、待機児童も生じています。

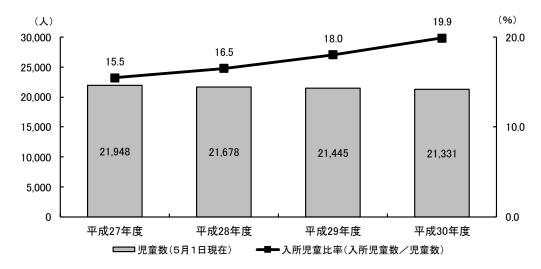
■放課後児童クラブの入所児童数・実施施設数の推移



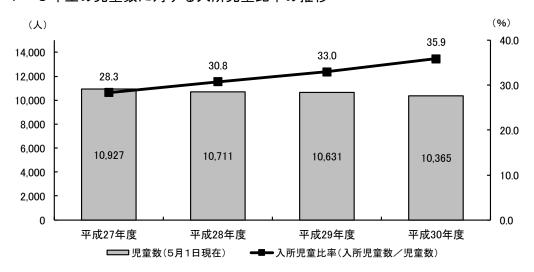
※施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ(2施設)を除く

資料:子育て支援課

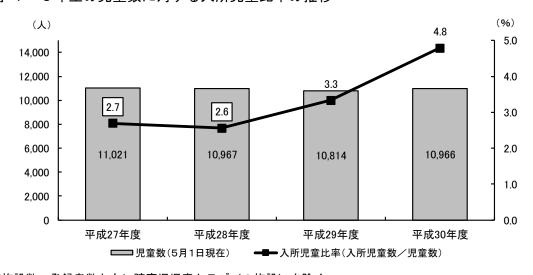
■小学1~6年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■小学1~3年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■小学4~6年生の児童数に対する入所児童比率の推移

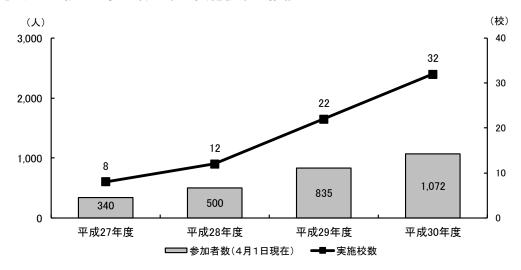


※施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ(2施設)を除く ※小学4年生の受け入れは平成27年度から、小学5・6年生の受け入れは平成31年度から開始

資料:子育て支援課

[放課後子ども教室]

■放課後子ども教室の参加者人数・実施校数の推移



※平成31年度から全小学校(42校)で実施開始

資料:青少年育成課

3-2 放課後対策事業の基本方針●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 放課後児童健全育成事業の基本方針【再掲】

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭(合わせて小学生の子育て家庭の 29.9% P24 参照)を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

⇒目標・確保方策は、P98 に記載のとおり

② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

■放課後子ども教室整備計画

現状(平成31年度)

実施校数:42(すべての小学校)

定員数:1,700人



目標(令和6年度)

実施校数:42(すべての小学校)

目標定員数: 2, 200 人

【方針】

- 1年当たり、40人定員で2.5 教室の拡大を目標に5年間で500人の定員数の増加に努めます。
- 放課後児童クラブの待機児童の受け皿として、両事業の待機児童を見ながら、各小学校の協力を得て順次教室の拡大に努めます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受け入れの継続に努めます。

特別支援学校へ通う障害のある子どもについては、障害児児童クラブ(けやき児童クラブ・ ポプラ児童クラブ)で支援を行います。

④ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

全ての放課後児童クラブにおいて、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にある開所時間の延長を実施しています。引き続き、全ての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

■放課後児童クラブの開所時間

	一宮市	要綱
小学校の授業の休業日(長期休暇期間) に行う放課後児童健全育成事業	1日につき11時間30分	1日につき8時間
小学校の授業の休業日以外の日(平日) に行う放課後児童健全育成	1日につき4時間	1日につき3時間

3-3 連携による総合的推進●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① 一体型の推進

同一の小学校内施設を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することに ついては、設備等の条件が整った学校から実施することを検討していきます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室整備計画

現状 (平成 31 年度) 目標 (令和 6 年度) 実施施設: 0 実施施設: 6

② 連携型の推進

同一小学校区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、今までも、子どもの交流や情報交換を行ってきました。今後は、「3-2 放課後対策事業の基本方針」で示したとおり、両事業とも量的な拡大を推進するなか、それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、各小学校区において密接な連携を推進します。

③ 連携による事業の推進体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して検討・推進を行います。

担当	課名
放課後児童健全育成事業主管課	こども部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	こども部青少年育成課
学校施設管理主管課	教育文化部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には 個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。

3-4 児童館の活用の検討●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくても、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、本市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。

■児童館の概要

設置数	25 館(各連区に1館、ただし、木曽川町連区は3館)
開館日時	月~土曜日 9時30分~17時30分

第6章 計画の推進



- ・ 庁内組織として「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を設置し、関係課の連携により事業を推進します。
- ・保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携し、「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聞きながら取り組みを広げていきます。
- 社会情勢の急速な変化に対応し、新たな課題についても迅速に対応します。

2

計画の進捗管理

- •「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」は、計画期間の各年度において、本計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を実施します。
- ・本計画の達成状況及び点検、評価の結果は、「一宮市子ども・子育て会議」に報告し、意見を求めます。
- ・点検、評価の結果は、市ウェブサイト等で公表します。
- ・本計画に定める量の見込みが大きく変動する場合や、改定が必要な場合には、「一宮市子 ども・子育て会議」の意見を聞いたうえ、中間年の令和4年度に計画の一部見直しを行い ます。

■一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制

